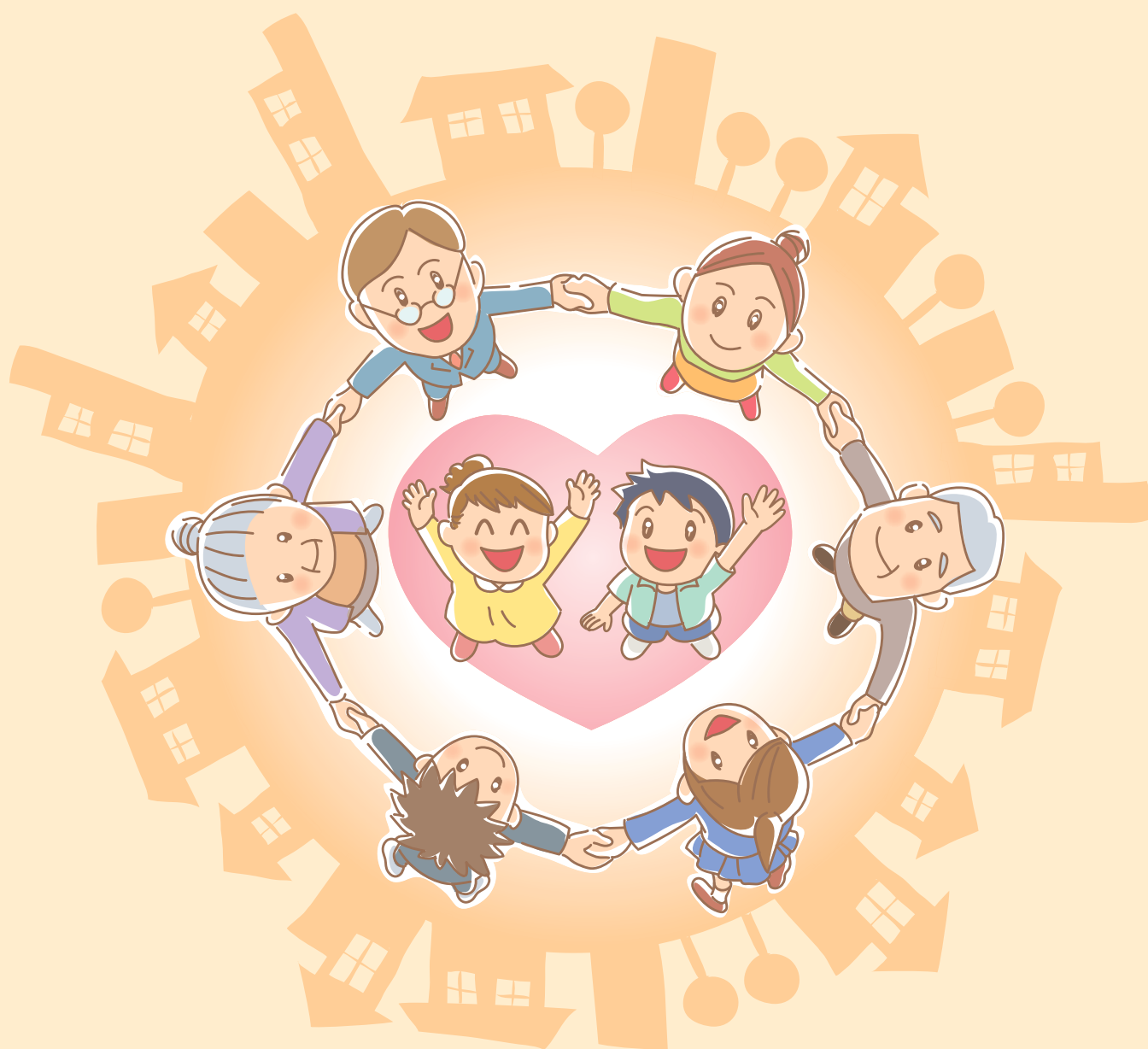


笠岡市 子ども・子育て 支援事業計画

子どもの健やかな育ちと親育ちを
.....
地域みんなで支えるまち笠岡



平成27年3月
笠岡市

この表紙は、子どもを中心に、
手に手を取り合う親・家庭を、
地域・社会全体が支えるという
本計画の理念を表しています。

は じ め に



近年、急激に少子化が進む中、笠岡市では、平成17年3月に「笠岡市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」、平成22年3月に「笠岡市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、行政はもとより、家庭、地域、学校、事業所等が連携して、みんなで子育て家庭を温かく応援する笠岡を目指して様々な事業に取り組んでまいりました。本年度で「次世代育成支援行動計画」が終了しますが、出生数と年少人口の減少が続き、合計特殊出生率は全国平均を下回る低い水準で推移しており、計画の見直しとさらなる取組が求められる状況となっております。

こうした中、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、準備期間を経て平成27年4月に「子ども・子育て新制度」がスタートすることとなりました。

笠岡市におきましても、この新制度の施行に合わせて、「子どもの健やかな育ちを支援」、「親・家庭に寄り添う支援」、「地域・社会全体で支援」の3つの視点から「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現を目指して、「笠岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「子育てに関するニーズ調査」及び「かさおかキッズなアンケート」の結果やこれまでの子育て支援施策の点検及び評価をもとにして、各種施策の5年後（平成31年度）の目標値を定めました。その目標に向かって、「子どもの健やかな育ちと親育ちを地域みんなで支えるまち笠岡」という基本理念のもと、従来からの継続事業を効果的に進めるとともに、積極的に新規事業に取り組んでまいります。今後、さらに少子化が進行することが予測されますが、本計画の推進により、子どもを安心して産み育てる環境が整っていくものと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、笠岡市子ども・子育て推進会議委員をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝の意を表しますとともに、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

笠岡市長 三 島 紀 元

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
第2章 笠岡市の子どもを取り巻く現状	4
1 人口等の動向	4
2 産業・就労の状況	11
第3章 笠岡市の子育て支援施策の現状と課題	14
1 笠岡市次世代育成支援後期行動計画の目標値に対する事業の進捗状況	14
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	24
3 かさおかキッズなアンケート	26
第4章 計画の基本的方向	29
1 基本理念	29
2 計画策定の視点と基本方針	30
3 施策の体系	31
第5章 次世代育成支援行動計画	32
基本施策1 幼児期の教育・保育の充実	32
基本施策2 学校教育環境の整備	33
基本施策3 子ども自らの育ちに向けた支援	33
基本施策4 思春期保健の充実	34
基本施策5 子どもを取り巻く環境の整備	35
基本施策6 障がい児支援の充実	36
基本施策7 母子保健の充実	37
基本施策8 親子ふれあいと相互交流の推進	39
基本施策9 多様な子育て支援サービスの充実	40
基本施策10 情報提供・相談体制の充実	41
基本施策11 ひとり親家庭の支援	42
基本施策12 親の育児力の支援	42
基本施策13 親子を取り巻く環境の整備	43
基本施策14 経済的支援の充実	44

基本施策 15 子育てを支援する地域社会づくりの推進	45
基本施策 16 児童虐待防止対策の充実	46
基本施策 17 仕事と家庭の両立支援の推進	46
第6章 子ども・子育て支援事業計画	48
1-1 教育・保育提供区域の設定	48
1-2 提供区域	49
2 学校教育・保育の量の見込み・提供体制の確保	50
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期	51
①利用者支援事業	51
②延長保育事業	51
③放課後児童健全育成事業	52
④地域子育て支援拠点事業	53
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	53
⑥ー1 一時預かり事業（幼稚園）	54
⑥ー2 一時預かり事業（保育所等）	54
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	55
⑧病児・病後児保育事業	55
⑨妊婦健康診査事業	56
⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	56
⑪養育支援訪問事業	57
⑫実費徴収に係る補足給付事業	57
⑬多様な主体参入促進事業	57
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制 の確保の内容	58
第7章 計画の推進	61
1 市民及び関係団体等との連携・協働及び国・県への働きかけ	61
2 計画の内容と実施状況の公表	61
3 計画の進捗状況の管理・評価	61
【 資 料 】	
○用語解説	64
○笠岡市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	65
○笠岡市子ども・子育て推進会議条例	66
○笠岡市子ども・子育て推進会議委員名簿	67

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の停滞、地域における連帯感の希薄化などによって、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。中でも少子化の進行は著しく、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率が急激に低下したことを受け、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた政策が検討され、平成6年12月のエンゼルプランの策定、平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の制定など、少子化対策に係る様々な取組が行われてきました。しかしながら、合計特殊出生率は平成17年には過去最低である1.26まで落ち込み、以後、横ばいもしくは微増傾向が続いているものの、平成25年時点では1.43と依然として低い水準で推移しています。急速な少子化の進行は社会全体に大きな影響を及ぼすため、子どもを産みたい人が安心して産み育てることのできる社会、そして、子育てをする人が子育ての喜びを感じることができる社会を作ることが、国においても地方においても重要な政策課題となっています。

こうした中、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を定めることになっているとともに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境づくりの整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることになりました。

これらを踏まえ、本市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向けて、「笠岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

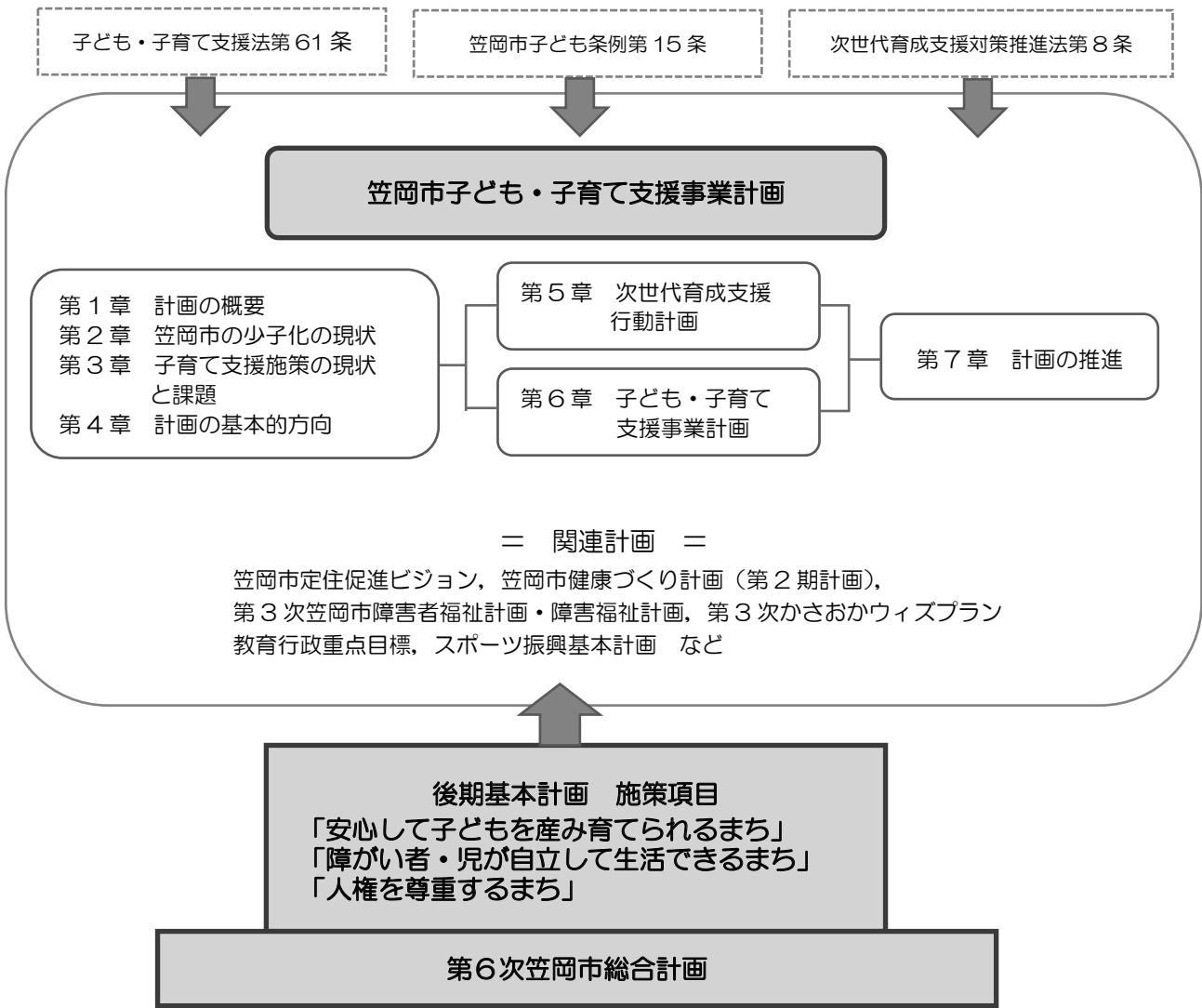
2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

3 計画の位置づけ

本計画は、すべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、笠岡市子ども条例に定める家庭の役割、学校園等の役割、地域社会の役割、事業所の役割、市の役割について認識を深め、一体となって子ども・子育てを推進するための笠岡市の取組として位置づけます。

また、本計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画と、「笠岡市子ども条例」に定める計画を内包する計画として策定するとともに、笠岡市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、関連する各種計画とも整合を図りました。



4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。

また、第6章「子ども・子育て支援事業計画」については、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

（1）子ども・子育て支援に関するニーズ調査及びかさおかキッズなアンケートの実施

①子ども・子育て支援に関するニーズ調査

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の実施に向け、小学校3年生までの子どもの保護者を対象に、子育ての現状や新たな子育て支援ニーズを的確にとらえ、本計画に反映させることを目的に平成26年2月に実施しました。

②かさおかキッズなアンケート

市内の子どもたちを対象に、現在がんばっていることや、おとなに望んでいること、笠岡市がどのようなまちであってほしいかなど、子どもたちの意見を的確にとらえ、本計画に反映させることを目的に平成26年9月に実施しました。

（2）笠岡市子ども・子育て推進会議の開催

本計画策定に当たり、子ども・子育て支援法第77条第1項及び笠岡市子ども条例第16条の規定により、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し識見を有する者等で構成する「笠岡市子ども・子育て推進会議」を設置し、その会議の中で審議を行いました。

（3）パブリック・コメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。



第2章 笠岡市の子どもを取り巻く現状

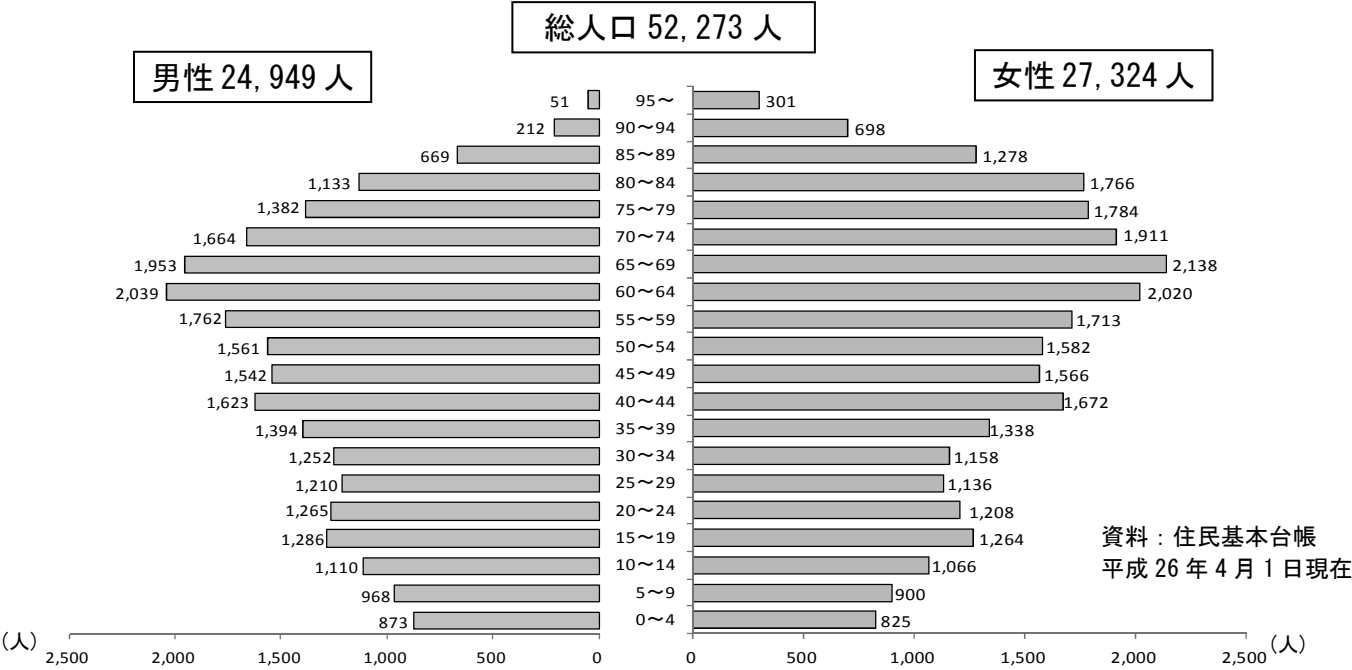
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

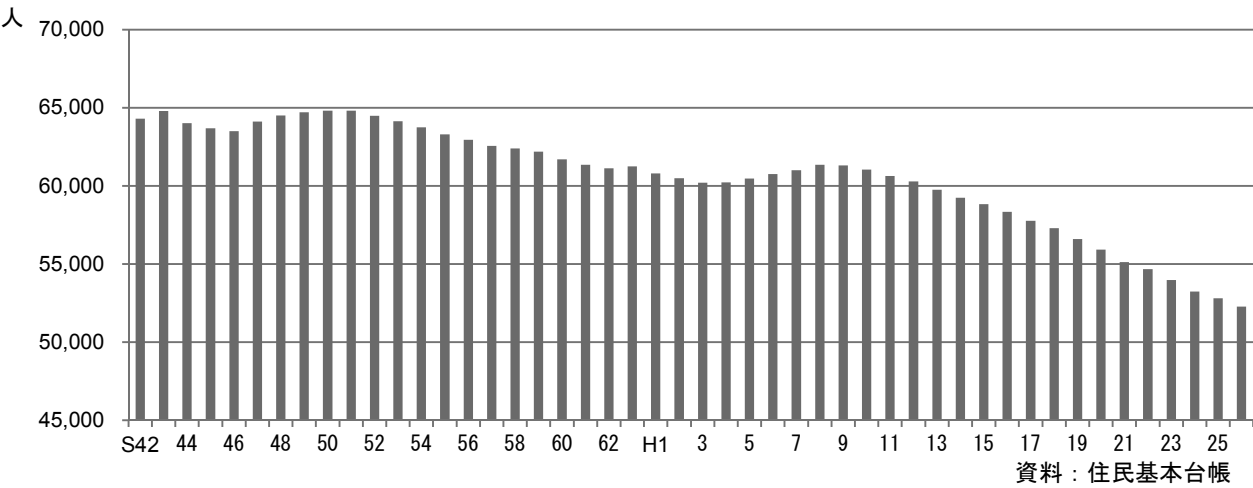
① 総人口

本市の平成26年4月1日現在の総人口は、男性24,949人、女性27,324人の計52,273人です。第1次ベビーブーム世代である60歳代後半を頂点に、第2次ベビーブーム世代である40歳代前半、また、その子世代である10歳代後半に一時的な増加は見られるものの、減少傾向にあることがわかります。

○人口ピラミッド

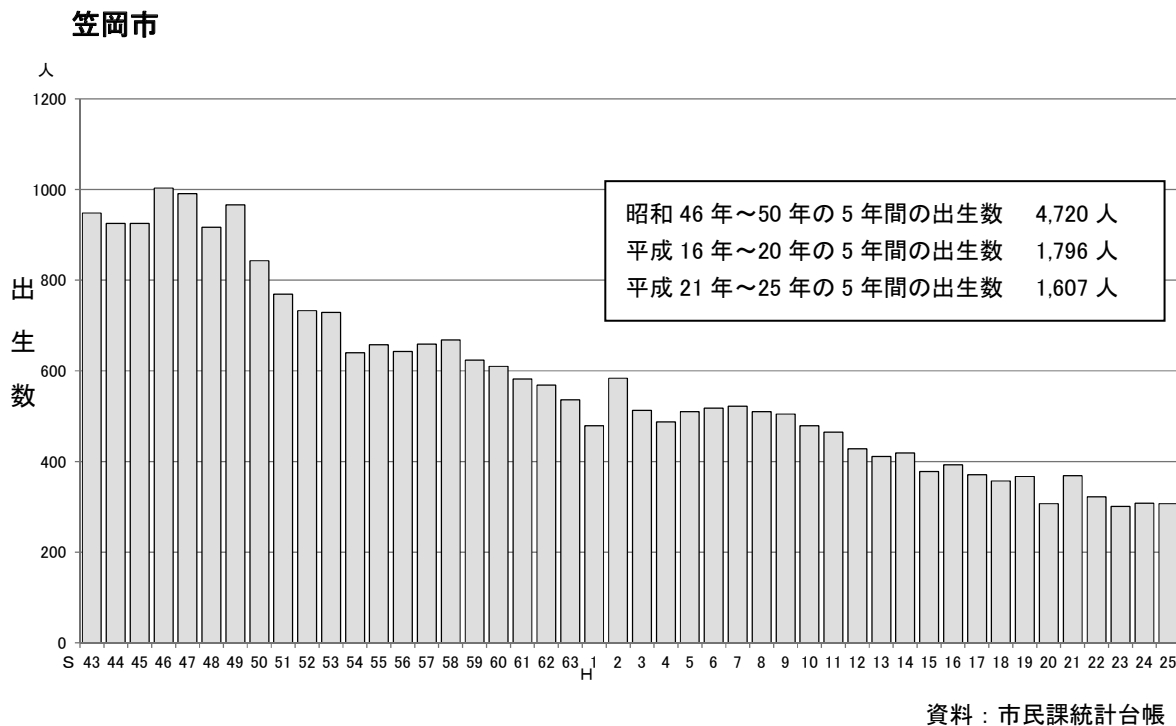
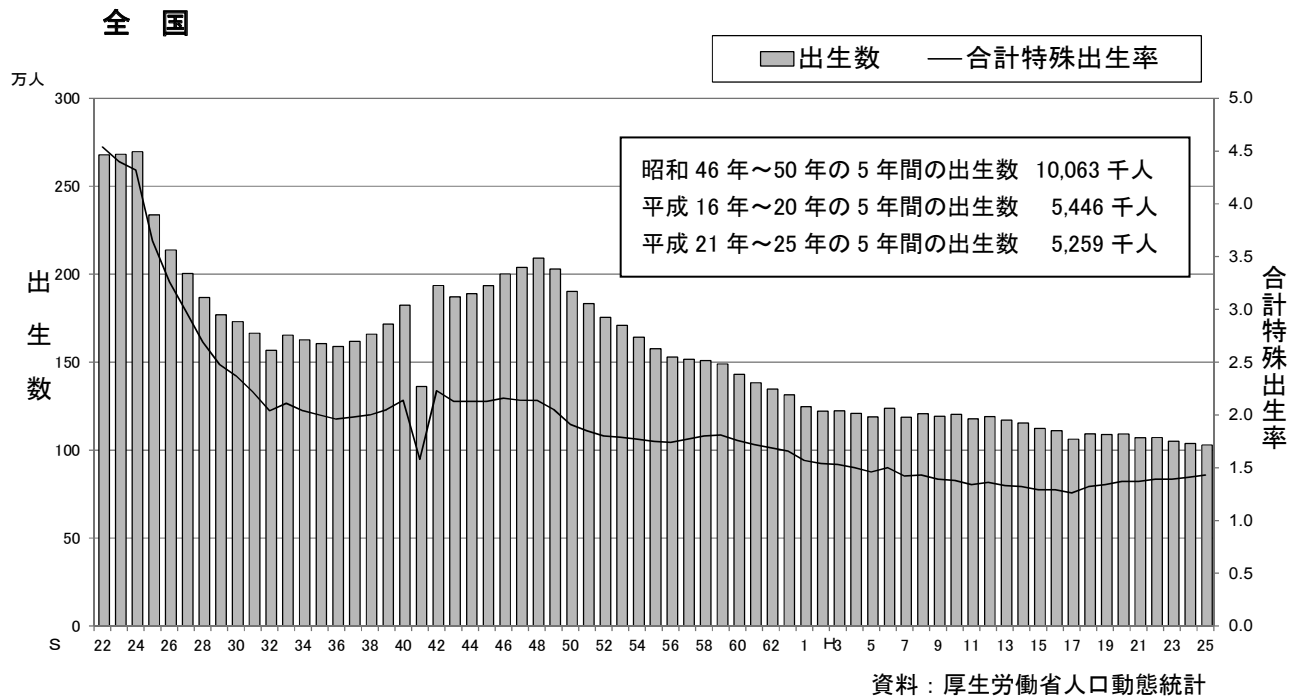


○人口の推移



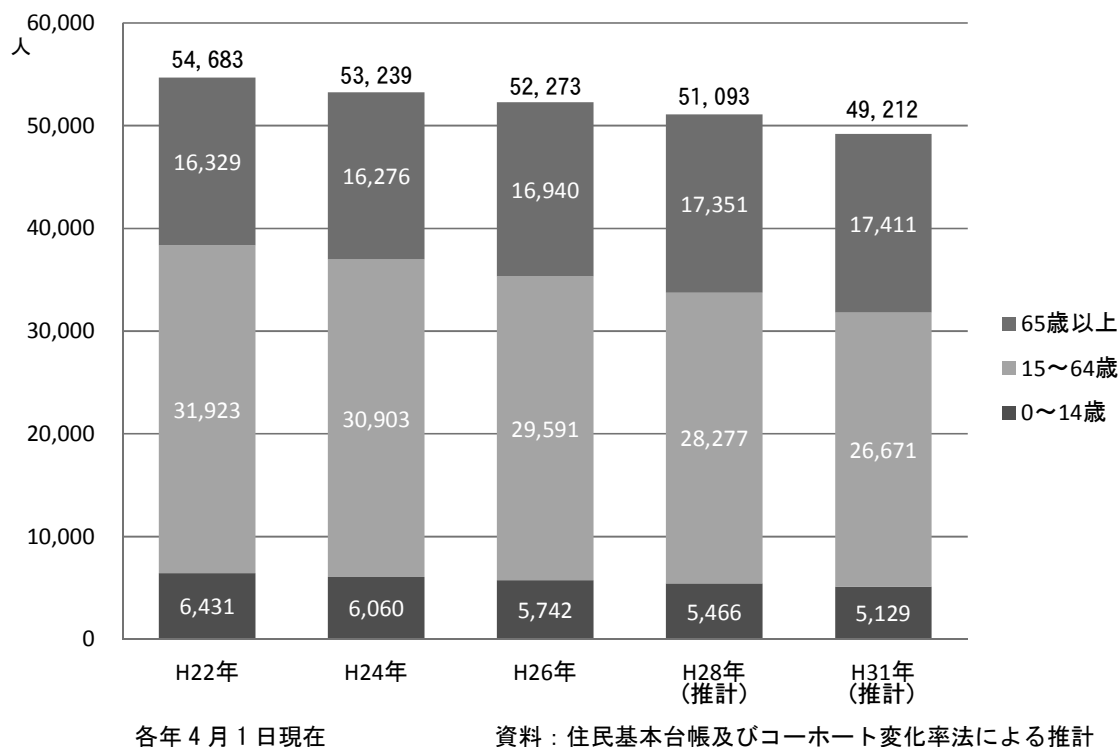
② 出生数の推移

全国と笠岡市における、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム（昭和46～50年）の出生数と最近（平成21～25年）の出生数を比較すると、全国では52.3%、笠岡市では34.0%に低下しています。笠岡市における出生数の低下は、全国の動きを大きく上回る状況になっています。



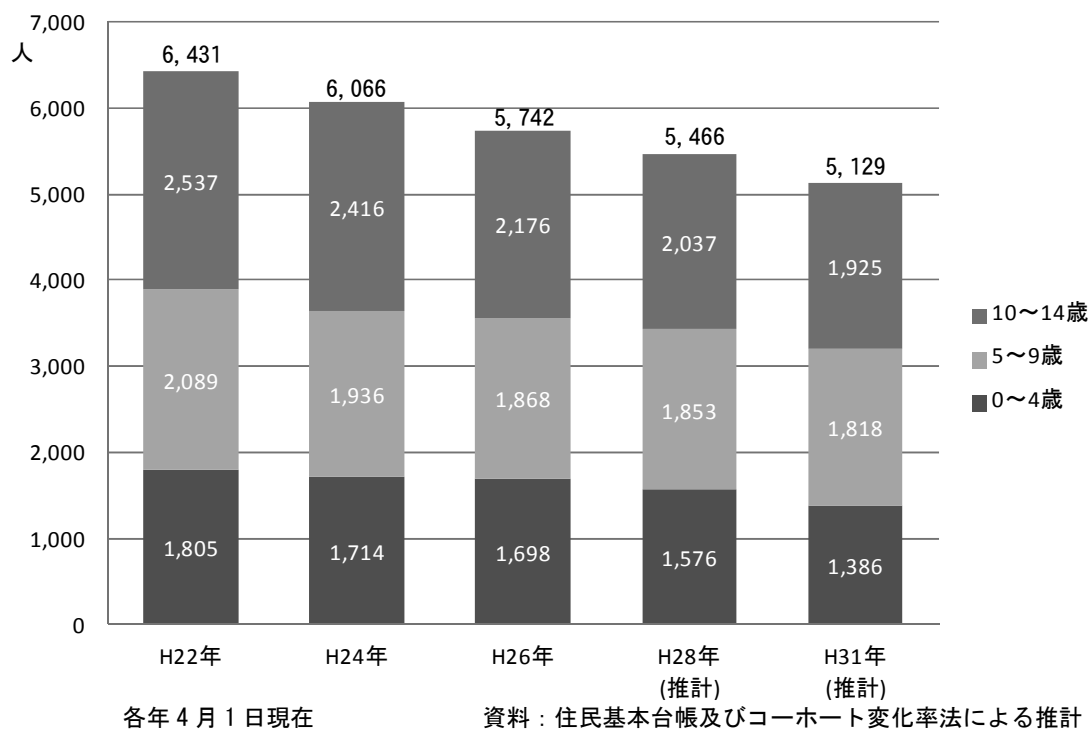
③ 年齢3区分別人口の推移

コーホート変化率法で推計すると、今後、全体の人口は減少傾向にあります。高齢者人口は増加していく見込みです。少子高齢化が進んでいくと予想されます。



④ 年少人口の推計

今後も引き続き少子化が進行し、5年後の平成31年には、15歳未満の年少人口は平成26年の5,742人から613人減少して、5,129人になると推計されますが、「第6次笠岡市総合計画」及び本計画の施策展開により、年少人口減少の抑制を目指します。

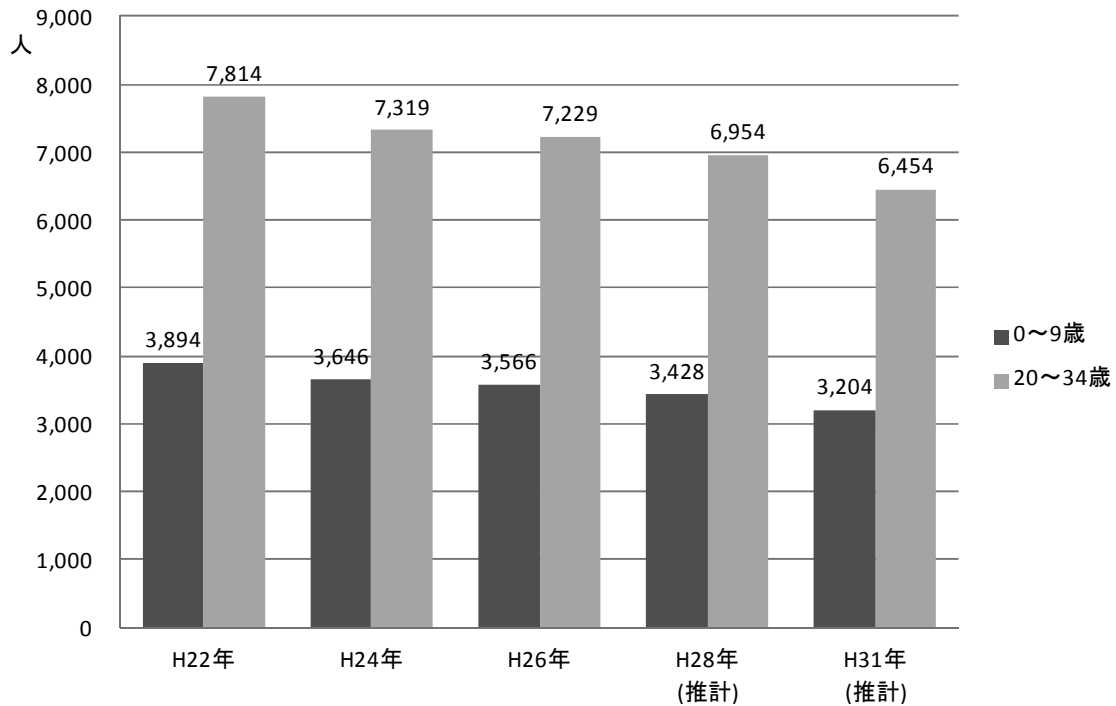


⑤ 0～9歳人口と20～34歳人口の推移

少子化の指標のひとつとして、0～9歳人口の推移をみると、平成22年に3,894人であったのが、平成26年には3,566人と、4年間で8.4%減少しています。

一方、結婚適齢期といえる20～34歳の人口の推移をみると、平成22年に7,814人であったのが、平成26年には7,229人と、4年間で7.5%減少しています。

一般に、子どもの数は結婚適齢人口の多少に少なからず影響を受けるとされており、本市においてもほぼ同じ割合で減少しています。



各年4月1日現在

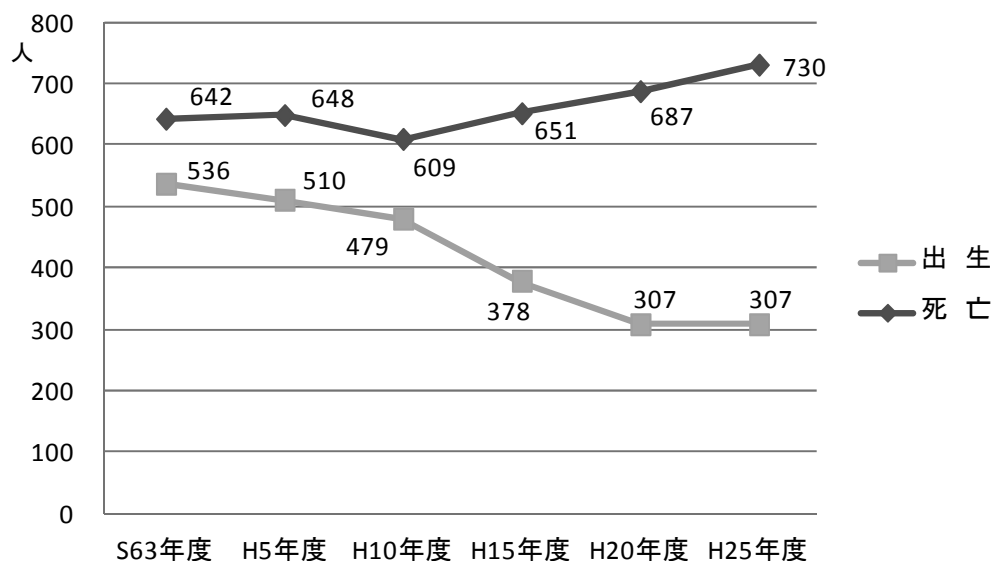
資料：住民基本台帳及びコーホート変化率法により推計



（２）自然動態－出生数と死亡数の推移－

出生数は減少傾向にあります。ここ5年間は横ばいに推移しています。一方、死亡数は平成10年度から増加傾向で推移しています。

近年、その差は次第に広がりつつある状況です。

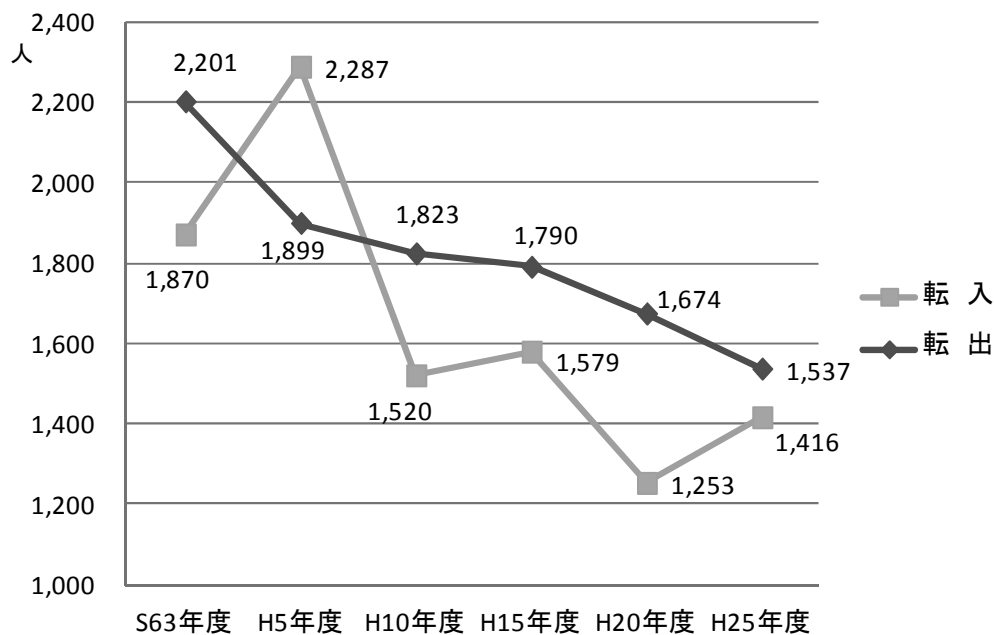


資料：住民基本台帳年報

（３）社会動態－転入数と転出数の推移－

ここ15年間の転入数、転出数の推移を見ると、年によるばらつきはありますが、本市では、転出数が転入数を上回る社会減の年度が多くなっています。

平成25年度は転入数1,416人に対し転出数1,537人と、121人の社会減となっています。

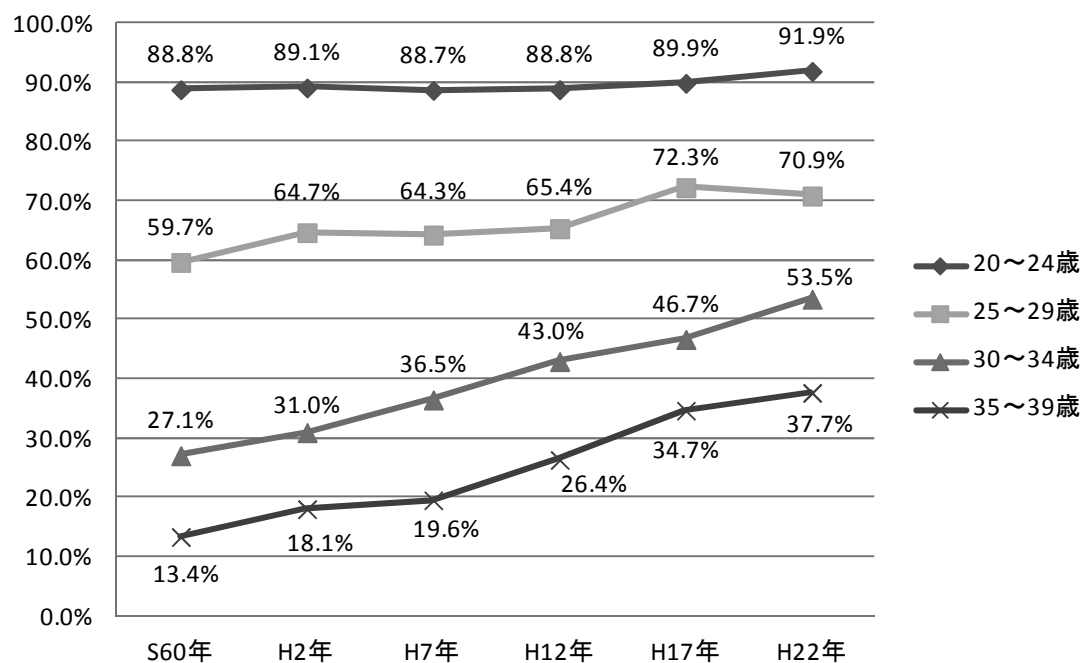


資料：住民基本台帳年報

(4) 未婚率の推移

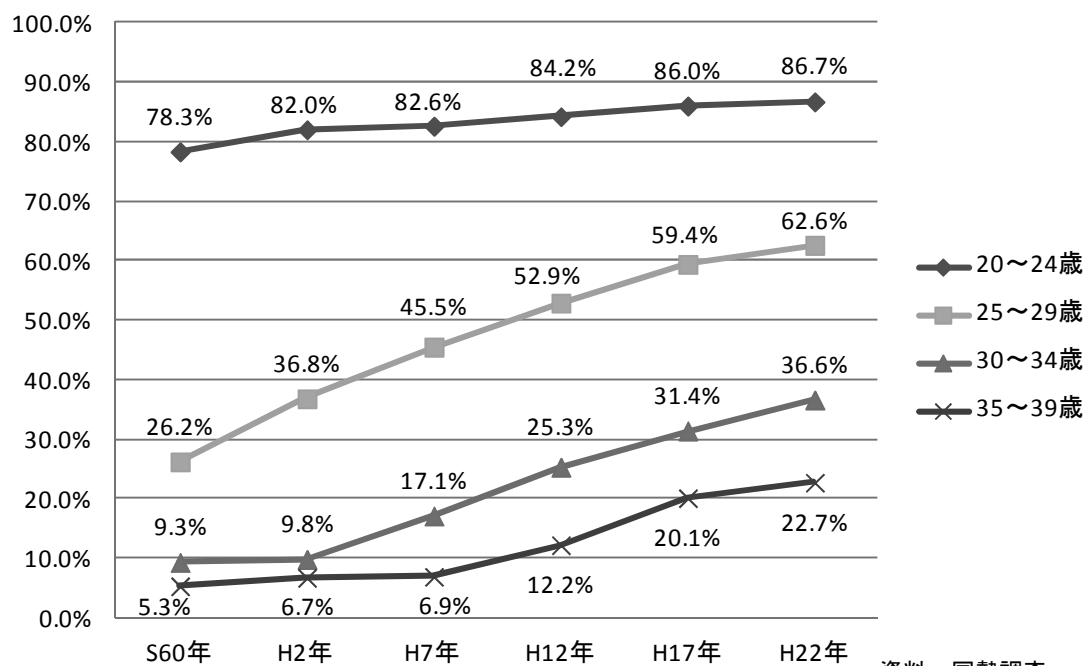
20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、ほとんどの階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に平成7年以降は未婚率の上昇が著しくなっています。

男 性



資料：国勢調査

女 性

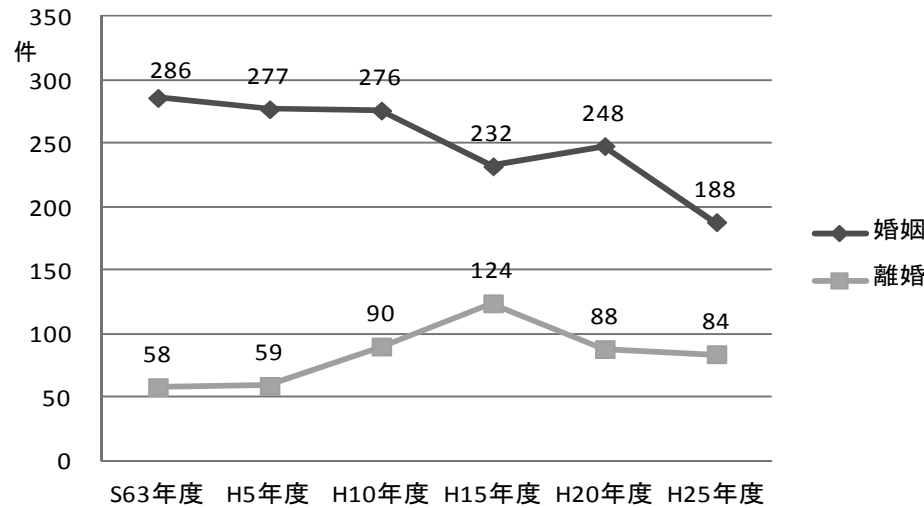


資料：国勢調査

（５）婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、結婚適齢人口の多少に影響を受け、年度によってばらつきが見られますが、平成25年度には188件となっています。

また、離婚件数も年度によりばらつきがありますが、平成25年度には84件となっています。



資料：戸籍事件年報

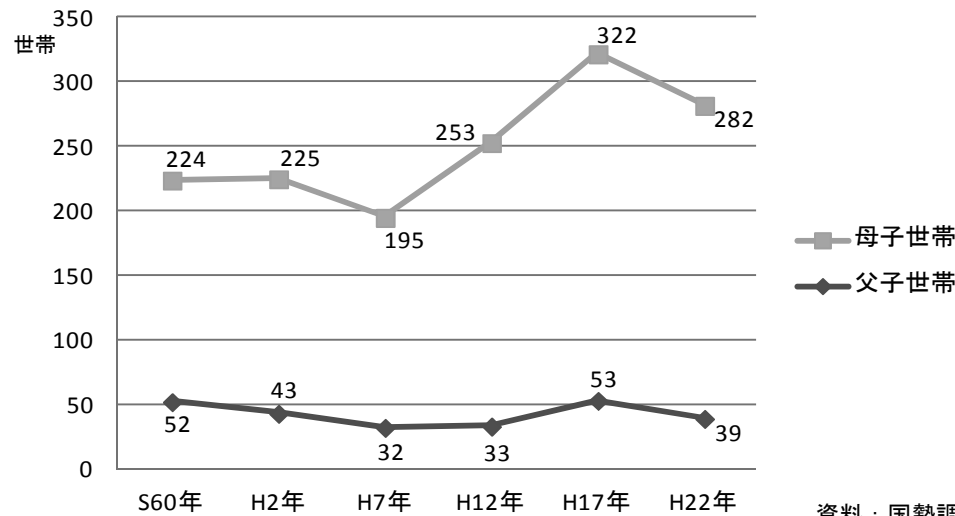
（６）世帯数の推移

昭和60年以降の世帯数の推移は以下のとおりです。核家族世帯の増加等により、1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。

また、母子世帯は平成7年に195世帯でしたが、平成17年には322世帯と急激に増加しており、その後も高い水準で推移しています。

区 分	S60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
母子世帯	224	225	195	253	322	282
父子世帯	52	43	32	33	53	39
総世帯数	18,005	18,349	19,354	19,834	20,244	19,676
1 世帯当たり人数	3.37	3.25	3.12	2.99	2.83	2.76

※この表での母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がいないもの）をさしています。



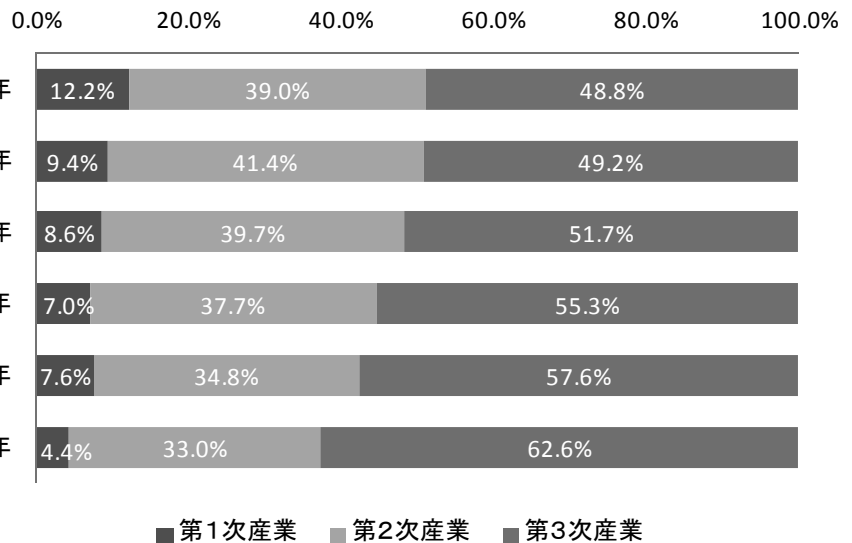
資料：国勢調査

2 産業・就労の状況

(1) 産業構造の推移

本市の産業構造は、全国的な傾向と同様、第1次・第2次産業の占める割合が低下し、第3次産業の増加が顕著となっています。

また、この傾向は、女性就業者に限って見た場合もほぼ同様です。

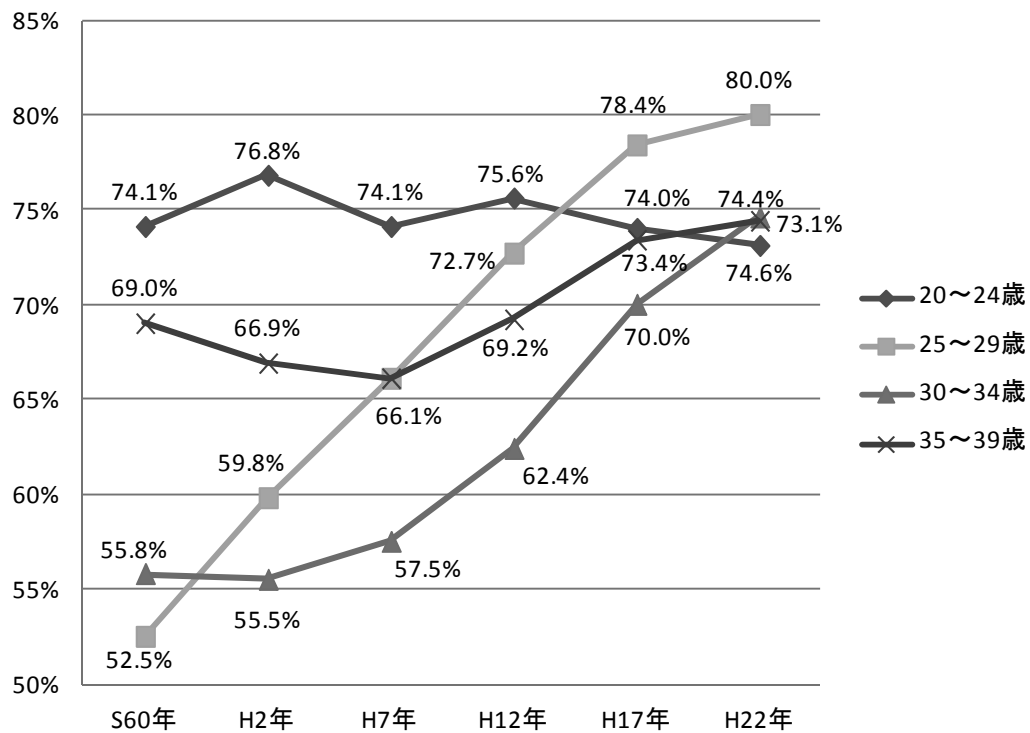


資料：国勢調査

(2) 女性の年齢階層別労働力率の推移

女性の労働力率を年齢階層別にみると、平成22年においてはどの階層においても70～80%という高い率となっています。

昭和60年においては、25～34歳の階層においては就労率が低くなっており、子育て期間中ということで仕事を一時中断していたと考えられますが、最近ではどの階層においても高い労働力率を示しており、女性の社会進出が着実に進んでいることがわかります。



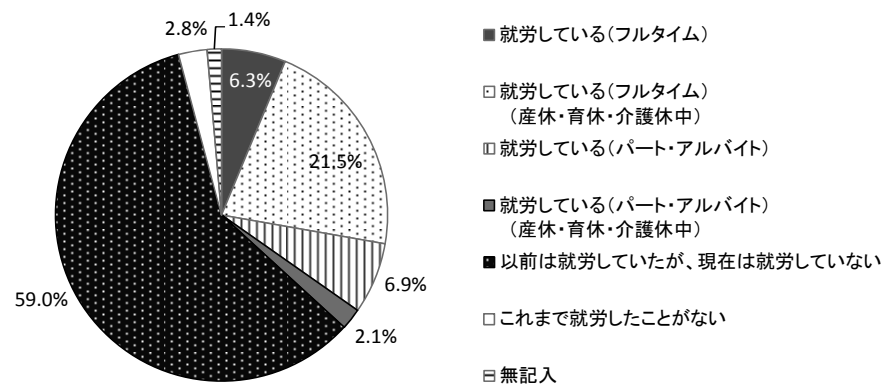
資料：国勢調査

（3）母親の就労状況

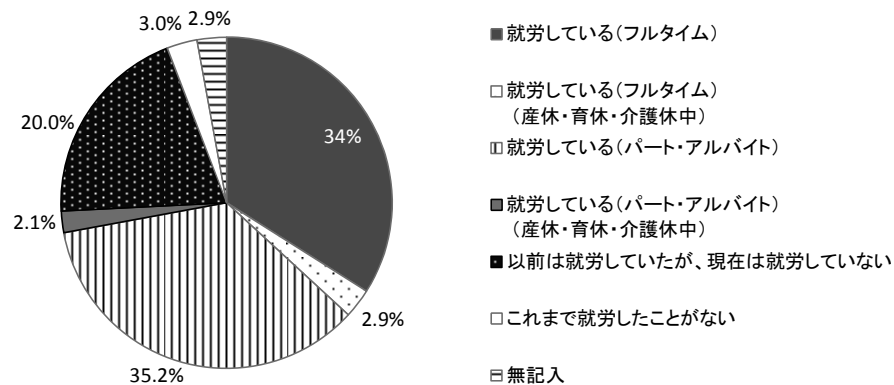
二一ズ調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童（在宅の0～2歳）の母親で36.8%、就学前児童（保育所（園）・幼稚園に通所する0～5歳）の母親で74.2%、就学児童（小学校1～3年生）の母親で72.0%の人が働いていることがわかります。

一方、以前は働いていたが、結婚や出産を機に仕事を辞め、現在も働いていない人の割合は就学前児童（在宅の0～2歳）の母親で59.0%、就学前児童（保育所・幼稚園に通所する0～5歳）の母親で20.0%、就学児童（小学校1～3年生）の母親で16.4%となっています。これらのデータから、子どもの保育所（園）・幼稚園への通所の開始と母親の再就職は相関関係にあることがうかがえます。

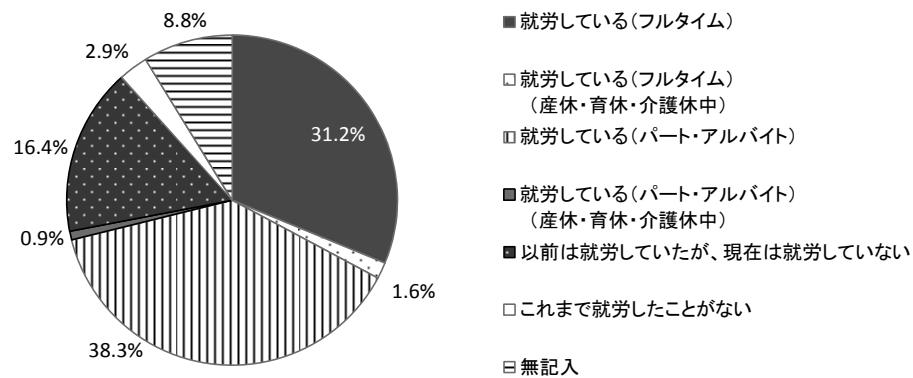
就学前児童（在宅の0～2歳）の母親（回答者数 144 人）



就学前児童（保育所・幼稚園に通所する 0～5 歳）の母親（回答者数 942 人）



就学児童（小学校1～3年生）の母親（回答者数 935 人）



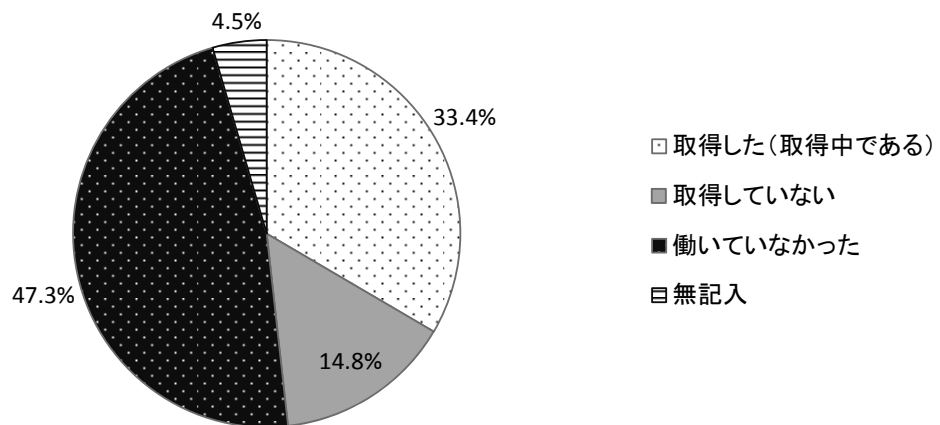
（４）育児休業制度の活用状況

ニーズ調査の結果から育児休業の活用状況をみると、母親で33.4%とまだまだ低調であることがわかります。

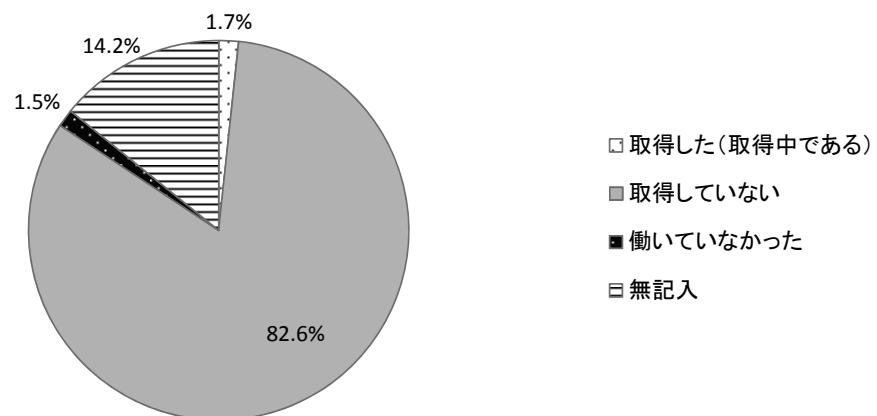
また、父親の育児休業の取得経験者は1.7%と、ほとんど活用されていない状況です。

※このページのグラフは、就学前児童（在宅の0～2歳）、就学前児童（保育所（園）・幼稚園に通所する0～5歳）、就学児童（小学校1年生～3年生）を合計した割合を表しています。

母親（回答者数2,021人）



父親（回答者数2,021人）



第3章 笠岡市の子育て支援施策の現状と課題

1 笠岡市次世代育成支援後期行動計画の目標値に対する事業の進捗状況

(1)－1 特定12事業の進捗状況

後期行動計画では、全国共通指標として、保育・子育て支援事業に関する特定12事業について数値目標を設定し、基盤整備を進めてきました。目標の達成が困難な事業もありますが、実際の利用希望におおむね対応できている状況です。

事業名	後期計画策定時 (平成20年度実績)	平成25年度 実績	目標値 (平成26年度)	検 証
①通常保育事業	15 か所 定員 1,240 人	15 か所 定員 1,245 人	15 か所 定員 1,240 人	待機児童もなく、入所希望にも概ね対応できしており、施設はほぼ充実しています。
②延長保育事業	8 か所 利用人数 75 人/日	8 か所 利用人数 47 人/日	10 か所 利用人数 200 人/日	利用希望を確認しながら必要に応じた対応を行っています。
③休日保育事業	1 か所 登録人数 30 人	1 か所 登録人数 5 人	2 か所 登録人数 100 人	利用希望を確認しながら必要に応じた対応を行っています。
④夜間保育事業	0 か所	0 か所	1 か所 利用人数 5 人/日	
⑤一時預かり事業	1 か所 延べ利用人数 1,000 人	2 か所 延べ利用人数 1,648 人	3 か所 延べ利用人数 4,000 人	利用希望を確認しながら必要に応じた対応を行っています。
⑥特定保育事業	1 か所	1 か所	1 か所	利用希望がなく実績が伸びていない状況です。
⑦病児・病後児 保育事業	2 か所 延べ利用人数 274 人	2 か所 延べ利用人数 346 人	3 か所 延べ利用人数 1,000 人	利用希望に応じた対応を行っています。
⑧放課後児童 健全育成事業	16 か所 登録 484 人	16 か所 登録 533 人	17 か所 登録 520 人	ほぼすべての小学校区で設置されています。
⑨地域子育て 支援拠点事業	4 か所	5 か所	5 か所	地域バランスも取れており、各拠点が独自性のある取組を行っています。子育て親子の交流の場であるばかりでなく、子育ての悩み相談も受け付けています。
うち「一般型」	4 か所	4 か所	5 か所	
うち「連携型」	0 か所	1 か所	0 か所	
⑩ファミリー・ サポート・ センター事業	1 か所 依頼会員 400 人 提供会員 242 人 両方会員 67 人 計 709 人	1 か所 依頼会員 466 人 提供会員 409 人 両方会員 37 人 計 912 人	1 か所 依頼会員 600 人 提供会員 300 人 両方会員 100 人 計 1,000 人	会員数は着実に増加しています。
⑪ショートステイ 事業	0 か所	0 か所	0 か所	
⑫トワイライトステイ 事業	0 か所	0 か所	0 か所	

(1)－2 特定12事業の詳細な内容

①通常保育事業（担当：子育て支援課）

笠岡市には公立の保育所8施設(うち1か所は公設民営)、私立の保育所(園)7施設の計15施設があります。保育所保育料については笠岡市独自の多様な減免を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

保育所(園)の設置及び入所者の状況

(単位：か所、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施 設 数	15	15	15	15	15
定 員 数	1,220	1,220	1,200	1,245	1,245
入所者数	1,106	1,096	1,086	1,135	1,150

(各年度 4月1日現在)

資料：子育て支援課

②延長保育事業（担当：子育て支援課）

通常の保育時間終了後、8か所の保育所(園)において約1時間の延長保育を実施しています。今後も利用希望を把握しながら必要な量の確保に取り組むことが求められます。

延長保育の実施状況

(単位：か所、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	8	8	8	8
1日当たり 平均利用人数	50	47	48	47

資料：子育て支援課

③休日保育事業（担当：子育て支援課）

日曜・祝日等に、保護者が仕事や冠婚葬祭のため子どもを保育できない場合に利用できる休日保育を1か所の保育園において実施しています。

休日保育の実施状況

(単位：か所、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1	1	1	1
延べ利用人数	196	76	62	29

資料：子育て支援課

④夜間保育事業

現在、笠岡市では夜間保育事業を実施しておりません。

⑤一時預かり事業（担当：子育て支援課）

保護者が仕事などで一時的に子どもを預けたい場合に、保育園、NPO法人において実施しています。

「ニーズ調査」結果によると、16%の方が冠婚葬祭やその他の理由のため、子どもを一時的に家族以外のだれかに預けたと回答しています。核家族化の進行が予想される中、一時預かり事業の必要性が増えています。

一時預かり事業の実施状況

（単位：か所、人）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1	1	1	2
延べ利用人数	975	925	1,196	1,443

資料：子育て支援課

⑥特定保育事業（担当：子育て支援課）

保護者の就労形態の多様化に伴い、週2・3日程度または半日単位等の柔軟な保育サービスを1か所の保育園で実施していますが、過去5年間で利用実績はありません。

特定保育事業の実施状況

（単位：か所、人）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1	1	1	1
延べ利用人数	0	0	0	0

資料：子育て支援課

⑦病児・病後児保育事業（担当：子育て支援課）

子どもが病気療養中や回復期であり、保護者が仕事などで子どもを保育できない場合に、病院、保育園において実施しています。

「ニーズ調査」結果によると、64%の方が「病気やけがのため保育サービスが利用できなかったことがある」と回答し、そのうち22%の方が「できれば施設を利用したい」と回答しています。

こうした状況から、今後も利用希望を把握しながら必要な量の確保に取り組むことが求められます。

病児・病後児保育の実施状況

（単位：か所、人）

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病 児	実施施設数	1	1	1	1
	延べ利用人数	203	219	219	277
病 後 児	実施施設数	1	1	1	1
	延べ利用人数	78	75	76	69

資料：子育て支援課

⑧放課後児童健全育成事業（担当：子育て支援課）

市内12小学校区17か所で放課後児童クラブを実施しており、各児童クラブ運営委員会または社会福祉法人に運営を委託しています。

放課後児童クラブ実施状況

（単位：か所、人）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	16	16	16	16	17
登録人数	504	476	522	554	575

（各年度4月1日現在）

資料：子育て支援課

⑨地域子育て支援拠点事業（担当：子育て支援課）

市内5か所の地域子育て支援拠点において事業を実施していますが、少子化の進行やPR不足等により利用者の伸び悩みが見られます。また、在宅で育児をされていてストレスを抱えている保護者が気軽に相談できるような環境づくりをしていく必要があります。

地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数

（単位：人）

区 分・施 設		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一般型	まや子育てサポートセンター （まや保育園）	2,606	2,580	3,677	2,705
	笠岡中央子育て支援センター （和光保育園）	4,374	2,954	2,724	2,537
	わかたけ地域子育て支援センター （若竹保育園）	1,470	1,164	1,388	1,518
	子育てひろば「あおぞら」 （認定NPO法人子ども劇場笠岡 センター）	3,374	3,781	4,262	4,710
連携型	子育てひろば「おひさま」 （大井児童館）		7,700	7,525	6,431
合 計		11,824	18,179	19,576	17,901

資料：子育て支援課

⑩ファミリー・サポート・センター事業（担当：子育て支援課）

会員数は横ばいで、活動件数は年度によりばらつきがあります。

現在、センターを利用していない会員にとっても、地域における育児の相互援助活動として必要な存在となっています。

笠岡市ファミリー・サポート・センター会員数及び活動件数 (単位：人，件)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会 員 数	依頼会員	465	493	473	466
	提供会員	299	368	395	409
	両方会員	59	60	42	37
	合 計	823	921	910	912
活動件数		842	1,125	1,399	1,026

(会員数は各年度末現在) 資料：子育て支援課

⑪ショートステイ事業

現在、笠岡市ではショートステイ事業を実施しておりません。

⑫トワイライトステイ事業

現在、笠岡市ではトワイライトステイ事業を実施しておりません。



(2)－1 その他の事業の進捗状況

後期行動計画において、特定12事業以外の事業で市独自に設定した数値目標とその進捗状況は次のとおりとなっています。

事業名	後期計画策定時 (平成20年度)	平成25年度 実績	目標値 (平成26年度)	検 証
障がい児保育事業	5か所	3か所	8か所	利用希望を確認しながら必要に応じた対応を行っています。
乳幼児健康診査の 受診率	乳児 85.4% 1.6歳児 92.8% 3歳児 92.5%	乳児 98.1% 1.6歳児 98.4% 3歳児 98.1%	全項目 95.0%	こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業の推進による啓発活動の結果、受診率が向上しています。
予防接種率	BCG 91.1% 麻疹・風疹 1期 2期 96.1% 86.6%	BCG 97.4% 麻疹・風疹 1期 2期 87.5% 95.5%	全項目 95.0%	こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業や乳幼児健診時における啓発活動の結果、受診率が向上しています。
1歳6か月児の 虫歯有病率	2.7%	1.0%	2.0%	3歳児での虫歯有病率が上昇するため、2歳歯科検診の受診率向上に取り組んでいます。
3歳児の 虫歯有病率	18.4%	20.7%	減らす	
幼稚園の3年保育	8か所	11か所 (100%)	増やす	すべての幼稚園で3年保育を実施しています。
職場体験に参加して 有意義であったと感じ た中学生の割合	92.8%	91.7%	96.0%	学校・家庭・事業所の連携はできていますが、内容の充実が必要となっています。
1校当たりの いじめの認知件数	小学校 0.2件 中学校 1.4件	小学校 0.2件 中学校 0.3件	小学校 0.1件 中学校 1.2件	各校における未然防止の取組により、成果が上がってきています。
教育相談室・教育支援員 等が関わっている不登 校児童生徒の割合	小学校 66.0% 中学校 64.0%	小学校 90.0% 中学校 91.8%	小学校 70.0% 中学校 70.0%	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して対応した結果、成果が上がっています。
赤ちゃんの駅 設置施設数	15か所	19か所	増やす	啓発活動の結果、設置数が増加しています。
育児休業取得率	乳幼児の 母親 26.4% 父親 0.5%	乳幼児の 母親 37.9% 父親 2.0%	増やす	割合が高くなっているものの更なる啓発が必要です。
笠岡市は安心して子ども を産み育てられると感じ ている市民の割合	31.8%	※39.2%	35.0%	今後も割合を高く保つことができるよう本計画の内容を着実に推進していきます。

※笠岡市市民意識調査は2年に1度の調査であり、上記は平成24年度調査の数値です。

(2)－2 その他の事業の詳細な内容

①障がい児保育事業（担当：子育て支援課）

家庭での保育に欠ける障がい児で集団保育が可能な、心身に障がいのある子どもに対して保育所(園)において、専門家や専門機関と連携しながら保育することにより、心身の発達を促しています。

実際は、手帳の取得まで至らない子どもや基準に達しない子どもが増加傾向にあり、きめ細やかで継続的な育児支援が求められています。

障がい児保育の実施状況

(単位：か所、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	7	5	5	3
入所者数	10	7	7	4

資料：子育て支援課

②乳幼児健診の実施（担当：子育て支援課）

乳児（3～4か月児），1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行っています。また，2歳児については歯科検診と保健指導を実施しています。

乳幼児健康診査の実施状況

(単位：人，％)

区 分			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳 児 健康診査	受診状況	対象者	372	317	292	316
		受診者	351	307	287	310
		受診率	94.4	96.8	98.3	98.1
1歳6か月児 健康診査	受診状況	対象者	333	365	345	312
		受診者	315	347	331	307
		受診率	94.6	95.1	95.9	98.4
	虫歯有病率		0.3	0.9	0.9	1.0
3歳児 健康診査	受診状況	対象者	380	344	363	362
		受診者	363	332	355	355
		受診率	95.5	96.5	97.8	98.1
	虫歯有病率		14.0	16.0	17.5	20.7

資料：子育て支援課

③予防接種の推進（担当：子育て支援課）

子どもに感染する恐れのある疾病の発生を予防するため、法に基づいた予防接種を行っています。

各種定期予防接種の接種件数

（単位：件）

種 別	対 象 者	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生ポリオ	生後 3～90 か月未満	711	490	145	
不活化ポリオ ※1	生後 3～90 か月未満			1,135	577
四種混合 ※2	生後 3～90 か月未満			239	982
BCG	生後 6 か月未満 （平成 24 年度まで） 1 歳未満 （平成 25 年度から）	377	310	283	253
三種混合	1 期 （生後 3～90 か月未満）	1,653	1,439	1,002	319
二種混合	2 期（11～13 歳未満）	419	413	322	257
MR混合 ※3	1 期 （生後 12～24 か月未満）	372	319	328	281
	2 期 （小学校就学前年度）	358	364	325	359
	3 期（中学 1 年相当）	499	480	417	
	4 期（高校 3 年相当）	510	502	414	
日本脳炎 ※4	1 期 （生後 6～90 か月未満）	1,736	2,288	1,555	1,184
	2 期（9～13 歳未満）	140	451	233	114

※1 平成24年9月からポリオは不活化ポリオへ移行

資料：子育て支援課

※2 平成24年11月から三種混合に不活化ポリオ追加

※3 「麻しん排除計画」として平成20年4月1日から、従来の対象者（1期・2期）に加えて5年間限定で実施された、中学1年・高校3年に相当する年齢者への定期接種は、一定の効果が得られたことから平成24年度末で終了

※4 平成23年5月20日から、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者の定期接種期間は4歳以上20歳未満までとなる（接種の積極的勧奨の差し控えの期間があったため）

④虫歯予防の実施（担当：子育て支援課）

乳幼児健診時に、歯磨きの励行や食生活等の指導を行うとともに、虫歯が発見された場合には治療の助言・指導を行っています。

2 歳児歯科検診の受診者数

（単位：人）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者	126	165	151	136
受診者	110	136	131	109
受診率	87.3%	82.4%	86.8%	80.1%

資料：子育て支援課

⑤幼児教育の充実（担当：学校教育課，子育て支援課）

子ども一人ひとりの発達課題や教育内容の系統性，連続性を踏まえた保・幼・小の連携に努めています。また，すべての幼稚園において3年保育を実施しています。

⑥ボランティア活動や職場体験事業の推進（担当：学校教育課，社会福祉協議会）

中学生から大学生までが参加する「夏のボランティア体験」（担当：社会福祉協議会）や，市内すべての中学2年生を対象とした「いきいきチャレンジたいけん」（担当：学校教育課）による職場体験などの機会充実を図り，児童生徒の「生きる力」の育成に努めています。

申込者・参加者数

（単位：人）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
夏のボランティア体験	357	350	300	250
いきいきチャレンジたいけん	490	520	475	436

資料：社会福祉協議会，学校教育課

⑦いじめ根絶への取組（担当：学校教育課）

笠岡市いじめ問題対策基本方針を策定し，子どもたちにとって魅力ある学校づくりを行い，未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。

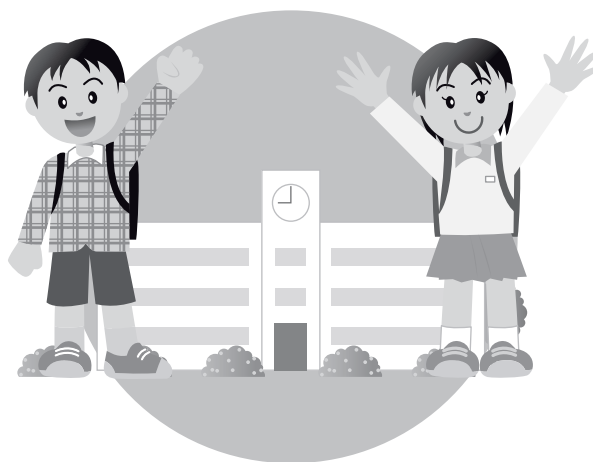
1校当たりのいじめ発生件数

（単位：件）

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
笠岡市	小学校	0.7	0.3	0.3	0.2
	中学校	0.6	0.4	1.2	0.3
岡山県	小学校	1.0	0.7	1.2	0.9
	中学校	3.1	2.4	3.8	2.6
全 国	小学校	1.7	1.5	5.5	5.6
	中学校	3.1	2.8	5.9	5.2

※総発生件数÷総学校数

資料：学校教育課



⑧不登校児童生徒の支援（担当：学校教育課）

不登校児童生徒一人ひとりに合った支援の在り方を求め、幅広い組織によるチーム体制で検証しながら積極的な支援を行っています。

不登校児童生徒の割合

（単位：％）

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
笠岡市	小学校	0.76	0.83	0.28	0.43
	中学校	2.95	1.69	3.01	2.68
岡山県	小学校	0.52	0.55	0.45	0.43
	中学校	3.11	2.92	2.60	2.48
全 国	小学校	0.32	0.33	0.31	0.36
	中学校	2.74	2.64	2.56	2.69

※不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

資料：学校教育課

⑨教育相談室設置事業（担当：学校教育課）

不登校、問題行動、学校生活や家族関係で悩んでいる児童、生徒、保護者及び教育関係者等に対する電話、訪問、来所等による相談事業を充実させています。また、児童生徒に豊かな思考力や表現力、確かな判断力を育成していくため、少人数指導・習熟度別授業の実施など一人ひとりの児童生徒に応じたきめ細かい指導体制の充実を進めています。

教育相談室における延べ相談人数

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所による相談	419	326	450	293
電話による相談	222	112	69	58
訪問による相談	203	156	114	74

（電話は指導のみをカウント）

資料：学校教育課

⑩赤ちゃんの駅の整備（担当：子育て支援課）

公共施設や民間の商店等に協力を依頼し、授乳やオムツ交換ができるコーナーや設備を整備しており、現在、19か所に設置しています。

⑪育児休業制度活用促進の啓発（担当：経済観光活性課）

育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当の支給などの促進を図ります。母親だけでなく父親に対しても育児休業制度について周知徹底を図り、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりの推進が課題です。

2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 概要

1) 目的

この調査は、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の実施に向け、小学校3年生までの子どもの保護者を対象に、子育ての現状や新たな子育て支援ニーズを的確にとらえるとともに、寄せられた意見を参考に子ども・子育て支援事業計画を策定するために実施しました。

2) 実施時期と実施対象

この調査は、平成26年1月から2月にかけて、笠岡市在住の「在宅の0歳から2歳の子どもがいる世帯」（郵送法）、「保育所（園）・幼稚園に通所する0歳から5歳の子どもがいる世帯」（留め置き法）、「小学校1年生から3年生の子どもがいる世帯」（留め置き法）から、無作為抽出して実施しました。

3) 配布・回収状況

調査票の配布・回収状況は次のとおりです。

区 分	配布数（人）	回収数（人）	回収率（％）
就学前児童（在宅の0歳から2歳）世帯	274	144	52.6%
就学前児童（保育所（園）・幼稚園に通所する0歳から5歳）世帯	1,147	942	82.1%
就学児童（小学校1年生から3年生）世帯	1,005	935	93.0%
合 計	2,426	2,021	83.3%

(2) ニーズ調査結果及び今後の対応

○すべての対象世帯における『日常的または緊急時に子どもをみてもらえる親族・知人がいない』と答えた割合：6.0%

⇒ すべての家庭が安心して子育てができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
（関連施策：【基本施策9 多様な子育て支援サービスの充実】）

○すべての対象世帯における『子育てをする上で気軽に相談できる人がいない／場所がない』と答えた割合：3.8%

⇒ 適切な子育て支援サービスの利用につなげる新規事業などを通して、保護者が家庭や地域の中で孤立しないよう、支援体制の充実を図ります。
（関連施策：【関連施策10 情報提供・相談体制の充実】）

○就学前児童世帯における『利用者負担が発生しても幼稚園の預かり保育を利用したい』と答えた割合：85.2%

⇒ 今後に備え、提供体制の確保に努めるべく、事業実施に向けて検討を進めます。
（関連施策：【基本施策9 多様な子育て支援サービスの充実】）

○就学前児童世帯における『利用者負担が発生しても幼稚園の給食を望む』と答えた割合：86.8%

⇒ 事業実施に向けて実施内容の検討を進めます。

（関連施策：本計画への記載なし）

○就学前児童世帯における『子育て支援情報ホームページを知っている』と答えた割合：35.2%

⇒ 様々な方法により積極的なPRに努め、多くの人に知っていただくことで、適切なサービスの利用につなげます。

[平成31年度目標値：70%]

（関連施策：【基本施策10 情報提供・相談体制の充実】）

○すべての対象世帯における『育児休業を取得した』と答えた割合：母親33.4% 父親1.7%

○育児休業から職場復帰した母親における『希望の時期に職場復帰しなかった』と答えた割合：72.3%

⇒ 事業所へ育児休業制度の積極的なPRに努め、気兼ねなく子どもと向き合える時間を確保できるように、仕事と子育てが両立できる環境整備を推進します。

（関連施策：【基本施策17 仕事と家庭の両立支援の推進】）

○現在育児休業中の母親における『子どもが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい』と答えた割合：87.5%

⇒ 施設整備等の支援を通して既存保育所（園）の定員枠拡大を図り、円滑に入園できるよう、提供

体制の確保に努めます。

[平成31年度目標値：待機児童数0人の維持]

（関連施策：【基本施策1 幼児期の教育・保育の充実】）

○子ども条例に関すること

●保護者（家庭）の役割における

『基本的な生活習慣を身につけさせることがとても大切である』と答えた割合：88.0%

『積極的に対話し、子どもの話を聴くことがとても大切である』と答えた割合：86.9%

『心の安らぎを与えることがとても大切である』と答えた割合：86.2%

●学校園等の役割における

『自ら考え、判断し、解決する力を身につけさせることがとても大切である』と答えた割合：81.4%

『豊かな人間性（協調性・思いやる心・感動する心など）を身につけさせることがとても大切である：80.2%

『基礎学力を身につけさせることがとても大切である』：と答えた割合：76.1%

●地域社会の役割における

『事故や犯罪から守ることがとても大切である』：と答えた割合：70.5%

『積極的にあいさつすることがとても大切である』：と答えた割合：69.7%

『社会のルールやマナーを教えることがとても大切である』：と答えた割合：60.6%

●事業所の役割における

『仕事と家庭を両立しやすい職場環境をつくることがとても大切である』と答えた割合：85.4%

●市の役割における

『子どものいじめ・虐待防止などについて、関係機関（警察・児童相談所など）と連携を強化することがとても大切である』と答えた割合：79.0%

『子育て家庭の経済的な負担軽減に努めることがとても大切である』と答えた割合：74.7%

⇒ 笠岡市子ども条例に定める家庭の役割、学校園等の役割、地域社会の役割、事業所の役割、

市の役割について認識をより一層深めることで、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向けて、本計画を強力に推進します。

3 かさおかキッズなアンケート

(1) 概要

1) 目的

このアンケートは、市内の子どもたちを対象に、現在がんばっていることや、おとなに望んでいること、笠岡市がどのようなまちであってほしいかなど、子どもたちの意見を的確にとらえるとともに、寄せられた意見を参考に子ども・子育て支援事業計画を策定するために実施しました。

2) 実施時期と実施対象

このアンケートは、平成26年8月から9月にかけて、笠岡市内の小学校3年生・6年生、中学校3年生、及び西備支援学校に通う同学年の児童生徒を対象に、学校における集合調査（全数調査）により実施しました。

3) 配布・回収状況

アンケートの配布・回収状況は次のとおりです。

区 分	配布数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（％）
笠岡市在住の小学校3年生	389	383	98.5%
笠岡市在住の小学校6年生	417	403	96.6%
笠岡市在住の中学校3年生	390	369	94.6%
合 計	1,196	1,155	96.6%

(2) アンケート調査結果及び今後の対応

○すべての児童生徒における『あなたが今がんばっていること、力を入れていることは何ですか？』

の回答：〔男子〕 学校の勉強 60.2% 習いごと 41.6% ゲーム 40.8%

〔女子〕 学校の勉強 73.4% 習いごと 48.3% 家の手伝い 42.9%

⇒ ゲームの回答率が高いため、メディア教育について、子どもばかりでなく保護者へも知識の啓発を進め、メディアと子どもの適正な関係づくりに努めます。

（関連施策：【基本施策5 子どもを取り巻く環境の整備】）

○『自分のことが好き』と答えた割合：

小学校3年生 59.5% 小学校6年生 50.6% 中学校3年生 31.4%

⇒ 子どもが挑戦し、失敗し、一人の人間として成長する中で、自己肯定感を高められるよう地域全体で支援していきます。

（関連施策：【基本施策3 子ども自らの育ちに向けた支援】）

○すべての児童生徒における『あなたのほっとする居場所はどこですか？』の回答：

自分の家 80.1% 自然の豊かな場所（山・海など） 36.1% 祖父母の家 35.4%

⇒ 自宅以外にもほっとできる居場所があることは子どもにとって大切です。地域・家族・行政が連携して居場所の確保に努めます。

（関連施策：【基本施策 5 子どもを取り巻く環境の整備】）

○『おうちの人と一緒にごはんを食べる』と答えた割合：

小学校 3 年生 89.8% 小学校 6 年生 92.8% 中学校 3 年生 85.1%

⇒ 子ども自身も成長するにつれて忙しくなりますが、家庭では可能な限り家族で食卓を囲む機会をつくるよう心がけていきたいものです。笠岡市子ども条例では、11 月第 2 月曜日からの 1 週間を『笠岡市子ども週間』と定め、家庭や地域社会のなかで、おとなと子どもが心のふれあいをより深めるための週間としています。今後も、条例理念のさらなる普及・啓発に努めていきます。

（関連施策：【基本施策 3 子ども自らの育ちに向けた支援】）

○『相談できる友達がいる』と答えた割合：

小学校 3 年生 78.6% 小学校 6 年生 87.3% 中学校 3 年生 88.3%

⇒ 少年期・思春期になると親から離れて集団で過ごすことが多くなり、相談できる友達（相手）の重要性が増すことを踏まえ、学校・地域・家庭が連携を深めながら、相談体制の充実に努めていきます。

（関連施策：【基本施策 4 思春期保健の充実】）

○『不登校やいじめのない学校になっていない』と答えた割合：

小学校 3 年生 45.2% 小学校 6 年生 31.3% 中学校 3 年生 40.1%

⇒ 子ども一人ひとりに応じたきめ細かい指導体制を充実するとともに、研修などにより教職員の資質向上に努め、すべての子どもが安心して学べる環境づくりを推進します。

（関連施策：【基本施策 2 学校教育環境の整備】）

○学校におけるなやみや相談

●『先生に、なやみなどを相談ができていない』と答えた割合：

小学校 3 年生 34.2% 小学校 6 年生 38.0% 中学校 3 年生 42.0%

●『先生に、なやみや相談にきちんとこたえてもらっていない』と答えた割合：

小学校 3 年生 16.4% 小学校 6 年生 22.3% 中学校 3 年生 30.4%

⇒ 子どもと教師の信頼関係を構築するとともに、スクールカウンセラーの配置を増やすことなどにより、子どもの様々な心の問題に対応できる学校づくりを進めます。

[平成 31 年度目標値：半減]

（関連施策：【基本施策 4 思春期保健の充実】）

○すべての児童生徒における『笠岡市子ども条例を知っている』と答えた割合：5.4%

⇒ 子ども条例は、本市のあらゆる子ども施策の基本理念となる大切なものです。子どものみならず、保護者や地域の方々に対しても、認知度を向上できるよう継続的に周知を図ります。

[平成 31 年度目標値：70.0%]

（関連施策：【基本施策 3 子ども自らの育ちに向けた支援】）

○笠岡市について

●『これからも笠岡市に住み続けたい』と答えた割合：

小学校 3 年生 56.9% 小学校 6 年生 43.4% 中学校 3 年生 31.7%

●すべての児童生徒における『笠岡市がどのようなまちであってほしいですか？』の回答：

“災害の少ない安全なまち（地震・津波・土砂災害など）”	80.3%
“安全で安心して暮らせるまち（犯罪・交通事故が少ないなど）”	79.0%
“清潔なまち（ごみが落ちていないなど）”	77.1%
“自然が豊かなまち（海・山がきれいなど）”	73.7%

⇒ すべての子どもが安全に安心して過ごせるまちづくりを進めることが最も求められています。子どもたちがこれからも笠岡市に住み続け、次代の親となっていくことは、本計画のみならず笠岡市全体の最重要目標の一つであると考えます。

笠岡市子ども条例第1条にあるように『子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つこと』を目指して、本計画を推進し、すべての子どもが笠岡市に生まれ、育ってよかったと思われるまちづくりを進めます。



第4章 計画の基本的方向

1 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市区町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域の二ーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

◆子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」（※内閣府資料より転載）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的前提の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を実現することを目指し、次のように基本理念を定めます。

子どもの健やかな育ちと親育ちを地域みんなで支えるまち笠岡

2 計画策定の視点と基本方針

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本方針を、「子ども」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から設定します。

(1) 基本方針1：子どもの育ちの視点

子どもの健やかな育ちを支援

子どもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、良質で適切な教育・保育が受けられる環境を整備することが必要です。

本市では、子どもの視点に立ち、子どもがきらきらと瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

(2) 基本方針2：親・家庭の視点

親・家庭に寄り添う支援

子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うには、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、それぞれの子育て家庭のニーズに応じた支援を、妊娠・出産期から切れ目なく提供する体制を整え、次代の親の育成につなげます。

(3) 基本方針3：地域・社会での支え合いの視点

地域・社会全体で支援

子どもの健やかな成長を実現するには、地域や社会における一人ひとりが子育て家庭への関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

本市では、地域や関係機関との連携によって、地域で子どもを育てるとともに、特に配慮を必要とする子ども及び家庭への支援の充実を図り、子どもが安心して育つ環境を整えます。また、仕事と家庭の両立支援により、子どもを産み育てやすい仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系

【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】	【単位施策】
子どもの健やかな育ちと親育ちを地域みんなで支えるまち笠岡	子どもの健やかな育ちを支援	1 幼児期の教育・保育の充実	教育・保育施設等の充実
			教育・保育内容の充実
		2 学校教育環境の整備	子どもの生きる力の育成を支援する教育環境の整備
		3 子ども自らの育ちに向けた支援	心豊かな育ちの充実
		4 思春期保健の充実	思春期保健対策の充実
		5 子どもを取り巻く環境の整備	有害環境対策の推進
			交通安全を確保する活動の推進
			犯罪等の被害から守る活動の推進
			住環境の整備
		6 障がい児支援の充実	障がい児施策の充実
	親・家庭に寄り添う支援	7 母子保健の充実	健康診査等の充実
			訪問指導の充実
			健康教育・相談の推進
		8 親子ふれあいと相互交流の推進	ふれあいの充実
		9 多様な子育て支援サービスの充実	多様な子育て支援サービスの充実
		10 情報提供・相談体制の充実	利用者支援体制の整備
			情報提供の充実
			相談体制の充実
		11 ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の自立支援の推進
		12 親の育児力の支援	親育ちの支援
			次代の親の育成
		13 親子を取り巻く環境の整備	小児医療の充実
			安心して外出できる環境の整備
		14 経済的支援の充実	経済的支援の充実
地域・社会全体で支援		15 子育てを支援する地域社会づくりの推進	家庭や地域の教育力の向上
			地域ネットワークづくり
		16 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の予防・防止対策の充実
		17 仕事と家庭の両立支援の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進
			男性の子育て参画の推進

第5章 次世代育成支援行動計画

基本施策 1 幼児期の教育・保育の充実

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。次代を担う子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長していくためには、幼児期の学校教育・保育の充実や安定的な供給及び、施設や事業との連携が不可欠であり、同時に、乳幼児期の発達は連続性を有することに配慮していく必要があります。

本市では、教育・保育施設等による幼児期の学校教育・保育と併せ、地域の子育て支援の充実を図り、子どもがいきいきとする教育・保育の実施や支援に努めます。

単位施策 1 教育・保育施設等の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	通常保育事業	保護者の就労等により家庭での保育ができない子どもを保育します。 【対象】保育を必要とする子ども	継続	子育て支援課
2	教育・保育施設の整備の推進	老朽化した施設の耐震化等の整備・改修を地域の状況等も勘案しながら計画的に進めます。 【対象】教育・保育施設	継続	子育て支援課、学校教育課
3	教育・保育施設の在り方の検討	国の動向や児童数の推移等に基づき、関係者と施設の在り方について検討します。 【対象】教育・保育施設	継続	子育て支援課、学校教育課

単位施策 2 教育・保育内容の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	充実した教育・保育サービスを提供するため、知識や技術の習得など、幼稚園教諭、保育士としての資質の向上に努めます。 【対象】幼稚園教諭、保育士	継続	子育て支援課、学校教育課
2	幼稚園教諭・保育士の確保	充実・安定した教員・保育サービスを提供するため、幼稚園教諭・保育士の確保に取り組みます。 【対象】幼稚園教諭、保育士	新規	子育て支援課、学校教育課
3	発達支援の充実	増加傾向にある支援が必要な子どもに対し、十分な教育・保育が行える体制を整え、専門機関等と連携しながら教育・保育を行い、子どもの健やかな発達を促します。 【対象】支援が必要な子ども	継続	子育て支援課、学校教育課

4	4歳児発達支援事業の推進	子どもの発達障がいの早期発見・早期対応が大切なので、4歳児としての保育所(園)・幼稚園での集団生活の各場面で困り感を持つ園児に対し、関係機関が連携を図り、困り感が少なくなるように支援を行います。(年長まで継続支援) また、保護者に対する支援も重要です。 【対象】4歳児	継続	子育て支援課、学校教育課
---	--------------	---	----	--------------

基本施策2 学校教育環境の整備

少子化、核家族化が進む中、子どもの教育環境をめぐる状況を見てみると、家庭や地域の教育力の低下や人間関係の希薄化、また、いじめや不登校の問題やコミュニケーション能力・学習意欲・規範意識の低下等が懸念されています。

こうした中で、子ども教育環境の整備に向けて、学校・子ども・保護者・地域が相互に信頼関係を構築し、一人ひとりの自己実現のための確かな学力の定着に向け、子どもたちが安心して学習できる環境づくりを行います。

単位施策1 子どもの生きる力の育成を支援する教育環境の整備

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	きめ細かい指導体制の充実	児童生徒に豊かな思考力や表現力、確かな判断力を育成していくため、少人数指導・習熟度別授業の実施など、一人ひとりに応じたきめ細かい指導体制の充実を進めます。 【対象】教職員	継続	学校教育課
2	教職員の資質の向上	笠岡市教育研修所の定期的な研修部会の実施を中心に、人権教育や情報教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題についての研修を実施し資質の向上を図ります。 【対象】教職員	継続	学校教育課

基本施策3 子ども自らの育ちに向けた支援

遊びは、子どもにとって生きることそのものです。子どもは、自然環境の中で遊び、自分を表現し、ほかの人と関わり、挑戦し、失敗する中で、社会のルールを知りながら、一人の人間として成長していきます。

本市では、平成25年4月1日に施行した笠岡市子ども条例の理念に従い、子どもに様々な体験ができる場を提供することにより、すべての子どもが安心して心豊かに育つことができるよう地域全体で支援していきます。

単位施策1 心豊かな育ちの充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	「笠岡市子ども条例」の普及・啓発	『子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つこと』を目的とした「笠岡市子ども条例」の普及啓発に努めます。 【対象】市民	新規	子育て支援課
2	大井児童館の利用促進	大井児童館では子どもたちに健全な遊びを提供するとともに、子どもの健康増進や情操を豊かにすることを目的とした事業を実施し、施設の利用促進に努めます。 【対象】子ども	継続	子育て支援課
3	社会体験活動の推進	ボランティア活動や職場体験等の機会充実を図り、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。 【対象】生徒	継続	学校教育課， 社会福祉協議会
4	自然体験活動の推進	自然体験を通して、主体的に活動する中でたくましさを身に付けます。 【対象】子ども	継続	生涯学習課

基本施策4 思春期保健の充実

子どもたちは少年期に入ると、学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身共に著しく成長します。思春期には、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることがあります。

本市においては、学校、地域、家庭の連携により、喫煙、飲酒、薬物及び性に関する正しい知識を普及・啓発し、健全な青少年の育成を図ります。

単位施策1 思春期保健対策の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	スクールカウンセリングの実施	児童生徒の様々な心の問題に対応できるスクールカウンセラーの配置を増やし、カウンセリング機能の充実を図ります。 【対象】児童・生徒	継続	学校教育課
2	喫煙、飲酒、薬物及び性に関する知識の普及	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止や性について、学校において正しく理解させる教育を実施します。 【対象】児童・生徒	継続	学校教育課， 子育て支援課， 健康医療課

3	思春期に対応した相談の充実	不登校や学校での人間関係、家族関係、発達・生活習慣の問題、非行など、問題を抱えた子ども及び保護者の相談に対応します。また、学校・保健所・医療機関等関係機関の連携の強化を図ります。 【対象】子ども及び保護者	継続	子育て支援課、学校教育課
---	---------------	---	----	--------------

基本施策5 子どもを取り巻く環境の整備

少子化や核家族化が進行するとともに、近年のＩＣＴ技術の急速な発展により、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境に過激な情報が氾濫しており、携帯電話・インターネットに関する適切な利用の理解や知識が不足して大きな問題となり、さらには、様々な事情で不登校になるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、子どもが地域において安心・安全で快適に生活できるよう、家庭、学校、関係機関、地域社会が連携して、乳幼児期からのＩＣＴの正しい理解、交通安全、防犯意識の普及・啓発に努めるとともに、安全な通学路、良好な居住環境の整備を図ります。

また、様々な事情で不登校になってしまった児童生徒については、地域、学校及び行政が連携して子どもと家族を支えるとともに、自宅に代わる居場所等の確保を図ります。

単位施策1 メディアと子どもの適正な関係づくりの推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発	メディアを通して伝わる様々な情報と上手につきあうための知識の啓発に努めます。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課、学校教育課

単位施策2 交通安全を確保する活動の推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	安全な通学路の確保	防犯灯や交通安全啓発用看板等を設置し、安全な通学路の確保に努めます。 【対象】児童・生徒	継続	協働のまちづくり課、建設企画課
2	交通安全意識の普及・啓発	幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の教育を実施し、交通安全意識を高めます。 【対象】子ども	継続	協働のまちづくり課、学校教育課

単位施策3 犯罪等の被害から守る活動の推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	子どもの登下校時の安全確保の推進	地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動や青パトの巡回活動等を積極的に推進します。 【対象】児童・生徒	継続	協働のまちづくり課、学校教育課

2	防犯意識の啓発	不審者に対する対応指導や地域における防犯意識高揚の啓発に努めます。また、不審者情報を提供し安全の確保を図ります。 【対象】児童・生徒	継続	協働のまちづくり課、 学校教育課
---	---------	---	----	---------------------

単位施策4 住環境の整備

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	良質な住宅、良好な居住環境の確保	子どもを抱える世帯やひとり親世帯等が安心して暮らせる住環境の整備・確保に努めます。 【対象】子育て世帯	継続	都市計画課

単位施策5 居場所の確保

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	不登校児童生徒の居場所の確保	様々な事情で不登校になってしまった児童生徒が自宅以外で気兼ねなく過ごせる居場所の確保に努めます。 【対象】児童・生徒	継続	子育て支援課

基本施策6 障がい児支援の充実

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている障がい児などの特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、教育・保育施設等における受入体制を積極的に整えるとともに、気軽に交流できる場所を確保し心身の負担軽減を図ります。また、その子が持つ能力を最大限に伸ばし、将来、社会人として自立した生活を送れるよう、できるだけ早期に障がいを発見し必要な療育や教育に結びつけ、発達の支援に努めます。

障がい児施策については、第3次笠岡市障害者福祉計画とも連携を図りながら推進していきます。

単位施策1 障がい児施策の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	障がい児教育・保育の充実（補助含む）	集団教育・保育の必要性があり、集団教育・保育が可能な障がい児に対して、幼稚園や保育所（園）において専門機関等と連携しながら対応し、健やかな発達を促します。また、私立保育園での障がい児保育実施に対し助成します。 【対象】障がい児	継続	子育て支援課、 学校教育課
2	放課後児童クラブへの受入れ促進	地域の放課後児童クラブにおいて障がい児の受け入れができるように、研修会等を開催して、指導員の資質の向上を図るとともに体制の整備を促進します。 【対象】障がい児	継続	子育て支援課

3	特別支援教育の充実	障がい児一人ひとりの状態に応じた対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、総合的な推進体制の充実を図ります。また、障がい種別の多様化に対応するための研修会等に積極的に参加し教職員の資質の向上を目指します。 【対象】教職員	継続	学校教育課
4	障がい児を育てる家庭への支援の充実	障がい児を育てる家庭に対して継続的に相談・助言などの必要な支援を行います。 【対象】障がい児を育てる家庭	新規	子育て支援課、地域福祉課

基本施策 7 母子保健の充実

核家族化や少子化・女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化は地域の結びつきの希薄化に拍車をかけ、母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる人が少なくなっています。

こうした母親の孤立化は、産後うつや子どもの虐待などにつながる可能性もあるため、早期発見、早期対応が必要です。

本市では、はぐくみ笠岡事業に基づいて母子保健事業を充実し、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

単位施策 1 健康診査等の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	不妊治療に対する助成	不妊治療（一般不妊・特定不妊）の助成制度を推進し、経済的負担の軽減を図ります。 【対象】市民	継続	子育て支援課
2	不育治療に対する助成	不育治療の助成制度を推進し、経済的負担の軽減を図ります。 【対象】市民	新規	子育て支援課
3	母子健康手帳交付時の面接・相談	早期の妊娠届出を啓発するとともに、相談・指導・情報提供を行い妊婦の不安感や孤立感の解消に努めます。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課
4	妊婦健康診査の実施	胎児の異常を早期に発見し、対応することにより、安全な出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診券を交付し医療機関での健康診査を実施します。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課

5	乳幼児健診の実施	心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児（3～4か月児）、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行います。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課
6	予防接種の推進	子どもに感染する恐れのある疾病の罹患や重症化を予防するため、予防接種を行います。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課

単位施策2 訪問指導の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	妊婦に対する訪問指導	個別の支援を要するハイリスク妊産婦等に対して個別訪問を充実し、安全・安心な妊娠及び出産の確保を図ります。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課
2	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施	すべての乳児のいる家庭を訪問し子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するとともに、養育に関する相談に応じ、助言・援助を行います。 【対象】乳児のいる家庭	継続	子育て支援課
3	養育支援訪問事業の実施	乳児家庭全戸訪問で把握した育児ストレスや虐待の恐れがある家庭に対して、継続的に訪問し、相談・指導・助言など必要な支援を行います。 【対象】支援が必要な家庭	継続	子育て支援課

単位施策3 健康教育・相談の推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	マタニティ教室の開催	安心して妊娠生活、出産を迎え育児に取り組めるように教室を行います。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課
2	乳幼児期の栄養指導	母乳栄養の推進を図るとともに、妊娠中から乳幼児期にかけて栄養に関する知識と実践力を身に付けるための栄養指導に取り組みます。 【対象】妊産婦	継続	子育て支援課

3	虫歯予防の実施	乳幼児健診や2歳歯科検診時に、月齢に応じた歯磨きの励行や食生活等の指導を行うとともに、虫歯が発見された場合には治療の助言・指導を行います。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課
4	食育の推進	平成26年3月に、「いきいき笠岡21」「はぐくみ笠岡21」「食育推進計画」を1つにまとめた『笠岡市健康づくり計画』(第2期計画)を策定しました。この計画に沿って、食育の更なる推進に努めます。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課、健康医療課

基本施策8 親子ふれあいと相互交流の推進

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されています。

こうした状況の中、本市においては、子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、地域の子育て交流の充実を図ります。

単位施策1 親子ふれあいと相互交流の推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互交流し、子育ての相談・情報提供・助言などが受けられる場所、地域子育て支援拠点を、市内5か所（私立保育園3か所、認定NPO法人子ども劇場笠岡センター、大井児童館）に開設し、在宅で子育てをしている家庭の支援を行います。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課
2	子育てサークルへの加入促進	母親クラブ等の子育てサークルのPRに努め、加入を促すとともに、安定的な運営を支援します。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課
3	子育てサロンの開催	社協支部が中心となり、子育て中の親同士が気軽に交流できる場「サロン」を開催し、育児負担感の軽減に努めます。 【対象】乳幼児と保護者	継続	社会福祉協議会
4	障がい児を育てる家族の居場所の確保	障がい児を育てる家族が気軽に交流できる居場所を確保し、育児ストレス等の負担軽減を図ります。 【対象】障がい児を育てる家族	継続	子育て支援課

基本施策9 多様な子育て支援サービスの充実

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、身近な地域に相談できる相手がいないなど、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担感が増えています。

こうした状況の中、本市においては、多様な子育て支援サービスを充実することにより、すべての人が子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

また、一方では、子育て環境づくりや親子のふれあいの時間の重要性を知らせ、それらが確保されるように保護者への啓発に努めます。

単位施策1 多様な子育て支援サービスの充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	延長保育事業の実施	通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に児童を約1時間延長して預かり保育します。 【対象】保育所（園）通所児童	継続	子育て支援課
2	放課後児童健全育成事業	昼間に保護者が仕事等でいない家庭の小学生を対象に、授業終了後に学校等の余裕教室を利用して生活と遊びの指導を行います。 また、登録児童数や利用状況、施設の状況を勘案し、必要な施設整備を行います。 【対象】小学生	継続	子育て支援課
3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の傷病等で子どもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護の実施について検討します。 【対象】子どもまたは母子	継続	子育て支援課
4	一時預かり事業	保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等のために家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に児童を預かる体制を整備します。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターでは、育児を応援したい人（提供会員）と応援してほしい人（依頼会員）の引き合わせを行います。 また研修等を実施し、会員の資質向上を図ります。 【対象】提供会員、依頼会員、両方会員	継続	子育て支援課

6	病児・病後児保育事業	子どもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。 【対象】小学校3年生までの子ども	継続	子育て支援課
7	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、週2・3日程度または半日単位等の柔軟な保育サービスを提供します。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課
8	休日保育事業	休日における保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等のために家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に児童を預かる体制を整備します。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課

基本施策 10 情報提供・相談体制の充実

子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業について、自由に選択ができ、円滑に利用できるような情報提供体制・利用者支援体制を整えます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談による支援体制の充実を図ります。

単位施策 1 利用者支援体制の整備

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	利用者支援体制の整備	育児・保育に精通した専任職員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行い、適切なサービスの利用につなげます。 【対象】子ども、保護者、妊婦	新規	子育て支援課
2	子育ての情報提供	必要な人に必要なサービスが提供できるよう、積極的なPRに努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課

単位施策 2 情報提供の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	子育て応援読本の充実	子どものライフステージに合わせ、妊娠、出産から就学までの子育て家庭を対象として、健康・医療や相談窓口、子育て支援事業などの行政情報をわかりやすくとりまとめます。 【対象】子育て世帯	充実	子育て支援課
2	イベントの情報提供	広く参加していただけるよう、広報紙や市のホームページを活用してPRに努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課、生涯学習課、企画政策課

単位施策3 相談体制の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	家庭相談の充実	不登校や学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣の問題、発達や言葉の遅れ、非行など、問題を抱えた児童・生徒の保護者と直接会って相談にのるほか、電話などでも対応できる体制を整えます。 【対象】問題を抱えた児童・生徒の保護者	継続	子育て支援課、学校教育課

基本施策11 ひとり親家庭の支援

母子家庭の場合は経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

本市では、今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、専任の職員を配置してきめ細かい対応をします。

単位施策1 ひとり親家庭の自立支援の推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	ひとり親自立支援員によるきめ細かい支援	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課

基本施策12 親の育児力の支援

核家族化の拡大や母親の孤立化により、子どもの健康面での基礎知識が不足していたり、「しつけ」の方法がわからない、相談相手がいない保護者が増えています。子育てに困難感や不安をかかえ、上手くいかないうちに育兒に行き詰っている保護者も少なくありません。

このような現状をうけ、健やかな育ちに関する知識や良好な親子関係を築くための具体的な育兒の手法を保護者へ伝え、子どもの健やかな成長を促し、「親の育兒力」を高める研修会などを実施します。

また、中高生が乳幼児とのふれあいを通して、男女が協力して家庭を築き、子どもを産みそだてることの喜び・意義を学ぶ機会を設けるなど子育ての啓発に努め、次代の親の育成につなげます。

単位施策1 親育ちの支援

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	子どもの健やかな育ちに関する知識の充実	保護者の教育を通して、子どもの健康な育ちに関しての知識を充実させるため、講演会、研修会及び健診時の個別指導を実施します。 【対象】保護者	充実	子育て支援課

2	育児支援プログラムの普及・啓発	保護者や子どもに関わる人々が、子どもに向き合うための技術を高めることを目的に、具体的な子どもへの関わり方を中心とした内容の研修会を実施します。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課
---	-----------------	--	----	--------

単位施策2 次代の親の支援

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	乳幼児とのふれあいの推進	ボランティア体験や職場体験を通して中高生が乳幼児とふれあえる機会の創出に努めます。 【対象】生徒	継続	学校教育課, 社会福祉協議会
2	子育ての楽しさや充実感についてのPR	積極的な子育て意識を啓発するため、若い世代に積極的にPRします。 【対象】高校生	新規	子育て支援課

基本施策13 親子を取り巻く環境の整備

核家族化などの影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっています。子どもの急な体調変化の際の相談体制、夜間・休日等における医療体制の充実や、幼い子どもを連れて安心して外出し行動できるよう、環境を整備するとともに関係機関と連携し、だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざします。

単位施策1 小児医療の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	小児の救急医療体制の確保	夜間や休日診療に対する需要の伸びと合わせて、小児科の救急医療の充実が望まれています。県や近隣自治体と連携を取りながら小児医療体制の充実を図ります。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課
2	小児救急医療電話相談	岡山県が行っている小児救急医療電話相談の広報に努め、その周知と活用に努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課

単位施策2 安心して外出できる環境の整備

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	赤ちゃんの駅の整備	市内各所において、授乳やオムツ交換ができるコーナーや設備を整備します。民間の商業施設等に協力を呼びかけ、普及に努めます。 【対象】商業施設等	継続	子育て支援課

基本施策 14 経済的支援の充実

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育てにかかる経済的負担は増えています。経済格差の広がりは、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼしています。

今後においても、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、引き続き子育て家庭に対し経済的支援を行い、経済的負担感の軽減を図ります。

単位施策 1 経済的支援の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給します。 【対象】国民健康保険の被保険者	継続	市民課
2	児童手当の支給	児童を扶養している家庭の安定を図り、児童の健全な育成と資質の向上を目的として支給します。 【対象】中学校3年生までの子どもを持つ家庭（所得制限あり）	継続	市民課
3	乳幼児等医療費給付事業	乳幼児等にかかる医療費を助成し、保護者の負担の軽減を図ります。 【対象】中学校3年生までの子どもを持つ家庭（所得制限なし）	継続	市民課
4	保育料の軽減	子育て世帯の経済的負担軽減のため、幼稚園及び保育所（園）の保育料減免を実施します。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課、学校教育課
5	就学援助制度	小中学校において、家庭の事情で学用品等の経費負担が困難な児童生徒を対象に、一定の基準に基づいて就学援助を行います。 【対象】子育て世帯	継続	学校教育課
6	ひとり親家庭への経済的支援の充実	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成、遺児激励金、遺児年金など、ひとり親家庭の経済的支援の充実を図ります。また、笠岡公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定を図ります。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課、市民課
7	障がい児等への経済的支援の充実	心身障がい児とその家族に対する経済的支援の充実を図ります。 【対象】障がい児を育てる家庭	継続	地域福祉課

基本施策 15 子育てを支援する地域社会づくりの推進

子どもの健やかな成長を実現するためには、子育て家庭を取り巻くすべての人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みをつくることが重要です。

本市においては、家庭や地域における交流活動を推進するとともに、ネットワークづくりに努め、地域での子育て支援を図ります。

単位施策 1 家庭や地域の教育力の向上

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	読書活動の推進	乳児健診の際に絵本などを配布し、赤ちゃん と絵本を開く楽しいひとときを持つきっかけ を作ります。また、絵本の読み聞かせ等を通 して本に親しむ機会を提供し、子どもの時期 からの読書活動の推進に努めます。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課、 学校教育課、 生涯学習課
2	子どもの学びの支援	子ども会、公民館、放課後子ども教室、PT A、幼児学級等の各種活動を通して、地域や 家庭においての子どもの学びを支援します。 放課後子ども教室については、希望する学校 区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整 備を推進します。 【対象】子どもと保護者	継続	生涯学習課、 学校教育課
3	地域交流活動の充実	季節行事等を通して、地域の方々との世代間 交流、小学生や未就園児との異年齢児交流を 行います。 【対象】子ども	継続	子育て支援課、 学校教育課

単位施策 2 地域ネットワークづくり

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	地域情報提供体制の充実	地域子育て支援拠点を情報発信の場と位置付 け、保育所（園）・幼稚園等と連携を図りなが ら、地域の情報提供に努めます。 【対象】子育て家庭	継続	子育て支援課
2	子育てボランティアの活 動支援	地域で子育てを支える子育てボランティアの 活動を支援します。 【対象】子育てボランティア	継続	子育て支援課、 生涯学習課

基本施策 16 児童虐待防止対策の充実

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。近年、少子化や核家族化の進行や地域の結びつきの希薄化などにより家族や地域での養育能力が低下しています。このため、育児に対する多くの不安とストレスを抱え込む親の増加により、わが子への虐待が大きな問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

すべての子どもが健やかに成長できるよう、相談体制の充実や母子保健事業等により、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、児童虐待に適切に対応できるよう、組織的な取組の強化を図ります。

単位施策 1 児童虐待の予防・防止対策の充実

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	児童虐待の予防及び早期発見	育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児健診時には親子の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課
2	笠岡市要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待に対して、医療、保健、福祉、教育、警察、民間団体等、関係機関で構成する「笠岡市要保護児童対策地域協議会」を核として、早期に適切な対応ができる体制の充実を図ります。 【対象】関係機関	継続	子育て支援課、学校教育課
3	児童虐待防止啓発の推進	児童虐待の早期発見や虐待の予防に向けて、広報紙等による啓発を行うとともに、イベント時に普及啓発活動を展開します。 【対象】市民	継続	子育て支援課

基本施策 17 仕事と家庭の両立支援の推進

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が、仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが重要です。労働者の働き方は正社員と非正規社員といった「働き方の二極化」や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識によって、仕事と子育ての両立を困難にしている状況がある等、様々な課題があります。

仕事と生活の調和を図り、子どもと向き合う時間を確保するためには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。企業及び市民に対して仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方のより一層の普及・啓発と、その実現のための制度の周知等を行います。

単位施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	育児休業制度活用促進の啓発	事業所への制度のPRに努め、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりを推進します。 【対象】事業所	継続	子育て支援課、 経済観光活性課
2	子育てしやすい職場環境づくりの啓発	子どもを持つ親を職場全体で支えられるよう、理解・協力を求めています。 【対象】事業所	継続	子育て支援課、 経済観光活性課
3	再就職に関する情報提供	事業所や関係機関と連携を図り、出産・育児後の再就職を支援します。 【対象】再就職を希望する母親	継続	子育て支援課、 経済観光活性課

単位施策2 男性の子育て参画の推進

No	主な取組	取組の概要	方向性	担当課
1	男女共同参画意識の啓発	家庭、地域、職場での性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発、広報活動を推進します。 【対象】市民、事業所	継続	人権推進課、 学校教育課
2	男性の育児参画の推進	妊娠期からの男性の育児への積極的参画を促進します。 【対象】市民、事業所	継続	子育て支援課

主な事業の目標値については、「第6章 子ども・子育て支援事業計画」P59, 60に記載しています。



第6章 子ども・子育て支援事業計画

1-1 教育・保育提供区域の設定

(1) 設定の根拠（子ども・子育て支援法第61条）

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村は教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を設定した上で、当該区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

(2) 設定の目的

子ども・子育て支援法に基づく基本方針において示されている、「地理的条件」、「人口、交通事情その他社会的条件」、「教育・保育を提供するための施設の整備状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所（園）等の施設の実態から総合的に勘案し、本市の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供基盤を向上・充実させて、必要なサービスを必要な時期に適切に提供していくことを目的として区域の設定を行います。

(3) 設定による効果

区域設定による基盤整備上の効果は主に次に掲げる事項となりますが、設定の前提として、区域を超えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用に当たっての制限が生じることはありません。

- ① 区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となります。
- ② 区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可権者は原則認可等を行わなければいけないとされています。
- ③ 区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができます。いわゆる需給調整を行うことが可能であるとされています。
- ④ 保護者等の就労の有無などにかかわらず、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を一体的に供給できる「認定こども園」へ幼稚園や保育所（園）から移行する場合は、区域内で供給過多になっていても、事業者の移行希望等を踏まえ、量の見込みに加えて都道府県計画で定める数を設定する特例措置が設けられています。

(4) 本市の考え方

- ① 現在、幼稚園・保育所（園）は通園区域を設定していません。
- ② 地域子ども・子育て支援事業の法定13事業の多くは、幼稚園や保育所（園）などに付随する事業という性質であるため、区域を分ける必要性がありません。
- ③ 今回の提供区域の設定は、教育や保育等のサービスの利用を制限するものではありません。

1-2 提供区域

子ども・子育て支援法において区域の設定が必要な下記事業について、以下のような考え方で区域を設定します。

(1) 教育・保育事業

認定区分	区域設定	考え方
1号認定（教育利用）	市内全域	利用実態と利用希望が概ね均衡し、広域利用も多いことから、区域を限定せず、「市内全域」とする。
2号及び3号認定（保育利用）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	事業区分	区域設定	考え方
①	㊦利用者支援事業	市内全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
②	延長保育事業	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とする。
③	放課後児童健全育成事業	小学校区	当該事業の基本となっている「小学校区」とする。
④	地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
⑤	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	市内全域	利用想定を踏まえ、市内全域とする。
⑥	一時預かり事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
⑧	病児・病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とする。
⑨	妊婦健康診査事業	—	医療機関で受診することから、区域設定は不要とする。
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	市内全域を対象に実施している現状を踏まえ、市内全域とする。
⑪	養育支援訪問事業	市内全域	市内全域を対象に実施している現状を踏まえ、市内全域とする。
⑫	㊦実費徴収に係る補足給付事業	—	利用想定を踏まえ、区域設定は不要とする。
⑬	㊦多様な主体参入促進事業	—	利用想定を踏まえ、区域設定は不要とする。

2 学校教育・保育の量の見込み・提供体制の確保

量の確保には、まずは既存保育所（園）による受け入れ態勢の整備が重要であることから、施設整備等の支援を通して既存保育所（園）の定員枠拡大に取り組みます。

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が毎年度9%あり、このニーズにこたえるには認定こども園への移行が必要となります。次年度以降において検討を進めます。

単位：人

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳児	0歳児
市内全域	H25	実績①	285	752		383	108
		確保の内容②	1,380	1,245			
		差引②－①	1,095	2			
	H27	量の見込み①	258	69	695	400	103
		確保の内容②	1,325	780		414	111
		差引②－①	1,122	16		14	8
	H28	量の見込み①	245	66	660	382	100
		確保の内容②	1,325	780		414	111
		差引②－①	1,135	54		32	11
	H29	量の見込み①	245	66	661	356	96
		確保の内容②	1,325	780		414	111
		差引②－①	1,135	53		58	15
	H30	量の見込み①	236	63	635	344	94
		確保の内容②	1,325	780		414	111
		差引②－①	1,144	82		70	17
	H31	量の見込み①	226	61	610	332	90
		確保の内容②	1,325	780		414	111
		差引②－①	1,154	109		82	21

※量の見込み：年間の実利用人数

※確保の内容：1号認定 幼稚園定員数

2号認定 保育所定員数（3～5歳）

3号認定 // （0～2歳）

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期

①利用者支援事業（新規）

【事業の概要】

育児・保育に精通した専任職員を子育て支援課等の窓口配置し、子ども及びその保護者等、または妊娠している方に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の必要な子育て支援サービスの情報提供や必要に応じ相談・助言等を行い、適切なサービスの利用につなげます。

【「量の見込み」と「確保方策」】

市役所（子育て支援課）での実施を予定しており、より利用者の利便性が高い相談体制の充実に取り組みます。

単位：か所

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1

②延長保育事業

【事業の概要】

通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に約1時間延長して児童を預かり、保育を行います。

実施施設：すべての私立保育所（公設民営の笠岡保育所含む、8か所）

【「量の見込み」と「確保方策」】

すべての私立保育所（公設民営の笠岡保育所含む、8か所）において実施しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み①	363	204	195	190	139	134
	確保の内容②	400	400	400	400	400	400
	差引②－①	37	196	205	210	261	266

※量の見込み：年間の利用人数

※確保の内容：実施施設の受入可能人数

③放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

授業の終了後、昼間に保護者がいない家庭の小学生を対象に、小学校の空き教室などで預かりを行います。

実施施設：12 小学校区 17 か所

《笠岡》笠岡ゆうゆうクラブ、笠岡児童クラブ「きらきら」

《中央》中央あいあいクラブⅠ・Ⅱ、和光学童クラブ①・②

《大井》大井のびのびクラブ、若竹ひまわりクラブ

《今井》今井グレープクラブ

《吉田》吉田どんぐりクラブ

《新山》新山つくしんぼクラブ

《北川》北川キララ

《金浦》金浦にこにこクラブ

《城見》城見なかよしクラブ

《陶山》陶山わくわくクラブ

《神内》神内すまいるクラブ

《大島》大島学童クラブ

【「量の見込み」と「確保方策」】

社会福祉法人や保護者等で組織する運営委員会による運営のもと、まずは定員の弾力的運用により量の確保に取り組みます。その上で継続的に不足が生じる場合は、実施場所の確保を図ります。

単位：人

提供区域	項目		H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
小学校区	量の 見込み①	小学 1～3	428	360	376	366	366	348
		小学 4～6	126	269	266	265	258	269
		計	554	629	642	631	624	617
	確保の内容②		620	620	620	620	620	620
	差引②－①		66	△9	△22	△11	△4	3

※量の見込み：年間の利用人数（登録人数）

※確保の内容：実施施設の受入可能人数



④地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児とその保護者が気軽に集まり相互の交流を行う場所を開設し、専任職員が子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

実施施設：まや子育てサポートセンター（まや保育園）
 笠岡中央子育て支援センター（和光保育園）
 わかたけ地域子育て支援センター（若竹保育園）
 子育てひろば「あおぞら」（子ども劇場笠岡センター）
 子育てひろば「おひさま」（大井児童館）

【「量の見込み」と「確保方策」】

5か所の地域子育て支援拠点において実施しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人、か所

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み①	17,901	33,652	32,348	30,345	29,427	28,373
	確保の内容②	5	5	5	5	5	5
		50,270	50,270	50,270	50,270	50,270	50,270
	差引②－①	32,369	16,618	17,922	19,925	20,843	21,897

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容 上段：実施施設数

下段：実施施設の受入可能人数

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の概要】

保護者が病気などで子どもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護を行います。

実施施設：なし

【「量の見込み」と「確保方策」】

現在、需要がないため事業を実施していませんが、潜在的需要の発生に備え、提供体制の確保に努めます。

単位：人

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数

⑥-1 一時預かり事業（幼稚園）

【事業の概要】

通常の教育時間終了後等に在籍園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難になった場合に幼稚園で一時的に預かります。

【「量の見込み」と「確保方策」】

1号認定については、現在、事業を実施していませんが、今後に備え、提供体制の確保に努めます。また、2号認定のニーズにこたえるには原則として認定こども園への移行が必要となりますので、次年度以降において検討を進めます。

単位：人

提供区域	項目		H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の 見込み	1号		1,287	1,223	1,225	1,177	1,130
		2号		18,009	17,115	17,132	16,466	15,816
		計		19,296	18,338	18,357	17,643	16,946
	確保の内容			事業実施に向けて検討				

※量の見込み：年間の延べ利用人数

⑥-2 一時預かり事業（保育所（園）等）

【事業の概要】

保育所（園）入所児童以外の乳幼児を対象に、保護者の仕事などの都合や心理的・身体的負担のため、家庭での保育が一時的に困難になった場合に保育所（園）等で一時的に預かります。

※就学児については、⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）に記載しています。

実施施設：和光保育園、子育てひろば「あおぞら」（子ども劇場笠岡センター）

【「量の見込み」と「確保方策」】

保育所（園）等における一時預かりとファミリー・サポート・センター事業により、量の確保に努めます。

単位：人

提供区域	項目		H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み①		1,648	1,799	1,720	1,664	1,607	1,546
	確保の 内容②	保育所等	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
		ファミサポ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		計	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	差引②-①		1,052	901	980	1,036	1,093	1,154

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容：実施施設の受入可能人数、実施機関の対応可能人数

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

【事業の概要】

地域で子育てを応援してほしい人（依頼会員）と応援したい人（提供会員）が会員登録し、提供会員の居宅等で子どもを預かります。

※未就学児については、⑥-2 一時預かり事業（保育所（園）等）に記載しています。

実施機関：笠岡市ファミリー・サポート・センター

【「量の見込み」と「確保方策」】

ファミリー・サポート・センター事業により対応しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み①	121	9	9	9	9	9
	確保の内容②	400	400	400	400	400	400
	差引②－①	279	391	391	391	391	391

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容：実施機関の対応可能人数

⑧病児・病後児保育事業

【事業の概要】

子どもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。

実施施設：病児保育 すこやかキッズルーム（笠岡第一病院）

病後児保育 健康支援室のびっこ（富岡保育園）

【「量の見込み」と「確保方策」】

本市における供給量は概ね充足していると考えられますが、感染症の流行時期等に利用が集中する本事業の特徴を踏まえて、引き続き提供体制の確保に努めます。

単位：人

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み①	346	1,375	1,313	1,276	1,232	1,185
	確保の内容②	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	差引②－①	1,204	175	237	274	318	365

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容：実施施設の受入可能人数

⑨妊婦健康診査事業

【事業の概要】

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行います。

【「量の見込み」と「確保方策」】

妊娠初期から出産までの健診のうち、14回分を公費負担しており、妊婦健診を実施している医療機関での受診が可能となっています。

単位：人，件

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	313	275	269	257	251	241
		3,575	3,850	3,766	3,598	3,514	3,374
	確保の内容	実施場所 医療機関 検査項目 国の定める基準による 実施時期 通年					

※量の見込み 上段：年間の受診者数（乳児の推計人数）

下段：年間の延べ受診件数（年間の受診件数×受診回数（14回））

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業の概要】

保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

【「量の見込み」と「確保方策」】

生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭の全戸訪問を実施していますが、訪問しても会うことができない家庭もあるため、訪問実績率の向上に取り組みます。

単位：件

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	308	275	269	257	251	241
	確保の内容	実施体制 保健師 実施機関 子育て支援課					

※量の見込み：年間の訪問件数（乳児の推計人数）

⑪養育支援訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した養育に支援が必要な家庭を保健師が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

【「量の見込み」と「確保方策」】

新制度においては、要保護児童対策の充実が求められており、今後、量の見込みも一定の増加が見込まれることから、本市における供給体制を確保するとともに、更にきめ細かな訪問支援を実施できるよう、訪問体制の充実に取り組みます。

単位：件

提供区域	項目	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	6	6	6	6	6	6
	確保の内容	実施体制 保健師 相談員 実施機関 子育て支援課					

※量の見込み：年間の延べ訪問件数

⑫実費徴収に係る補足給付事業（新規）

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所（園）や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費を助成します。

【「量の見込み」と「確保方策」】

保育料等の負担について、世帯所得の状況に応じた減免措置がありますので、必要性は低いと考えますが、今後、実態把握に努め、検討します。

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	実態把握を踏まえて検討				
	確保の内容					

⑬多様な主体参入促進事業（新規）

【事業の概要】

保育所（園）などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所（園）等の設置・運営を促進します。

【「量の見込み」と「確保方策」】

保育の需要量と供給量のバランスがとれており、本市ではこれから少子化が進むと考えられますので、民間事業者の参入の必要性は低いと考えます。

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
市内全域	量の見込み	実施しない				
	確保の内容					

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園は幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用するという利点があり、中でも幼保連携型認定こども園は、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供することができるよう制度が設計されています。

認定こども園への移行は、利用者ニーズを踏まえた上で、各幼稚園や保育所（園）の設置者が判断することとなりますが、現在の幼稚園や保育所（園）が認定こども園に移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要です。

本市では、既存の幼稚園や保育所（園）が、認定こども園への移行を行うかどうかの判断ができるよう、地域の実情や、移行する認定こども園の類型等について情報提供を行い、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所（園）が円滑に移行できるよう支援するとともに、移行にかかる様々な課題についても、適宜、検討していきます。



《事業目標値》

(1) 地域・子ども子育て支援事業（法定13事業）

ニーズ調査結果、対象児童数の推移、各事業の利用状況・実現可能性等を総合的に勘案し、平成31年度の目標値を設定しました。

事業名		現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標値
①	☎利用者支援事業	—	1か所
②	延長保育事業	8か所	8か所
③	放課後児童健全育成事業	16か所	17か所
④	地域子育て支援拠点事業	5か所	5か所
⑤	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	1か所
⑥	一時預かり事業	2か所	2か所
	うち「保育所(園)等」	2か所	2か所
	うち「幼稚園」	0か所	事業実施に向けて検討
⑦	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1か所	1か所
⑧	病児・病後児保育事業	2か所	2か所
⑨	妊婦健康診査事業	公費負担 14回分	現状維持
⑩	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん)	訪問実施率 98.4%	訪問等による状況把握率 100%
⑪	養育支援訪問事業	訪問実施率 100%	訪問実施率 100%
⑫	☎実費徴収に係る補足給付事業	—	実態把握を踏まえて検討
⑬	☎多様な主体参入促進事業	—	実施しない

(2) その他の事業

事業名		現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標値
1	待機児童数	0人	0人
2	特定保育事業	1か所	1か所
3	休日保育事業	1か所	1か所
4	障がい児保育事業	3か所	全園で受入
5	乳幼児健康診査受診率	乳児 98.1% 1.6歳児 98.4% 3歳児 98.1%	95%以上の維持
6	予防接種率	BCG 97.4% 麻疹・風疹 1期 2期 87.5% 95.5%	BCG 接種率向上 (国目標値は95%を維持) 麻疹・風疹 1期 2期 95% 95%を維持
7	1歳6か月児の虫歯有病率	1.0%	減少 (県目標は2.0%以下)
8	3歳児の虫歯有病率	20.7%	減少 (国目標は20%以下)
9	職場体験に参加して有意義であったと感じた中学生の割合	91.7%	93.0%
10	1校当たりのいじめの認知件数	小学校 0.2件 中学校 0.3件	小学校 0.2件 中学校 0.3件
11	教育相談室・教育支援員等が関わっている不登校児童の割合	小学校 90.0% 中学校 91.8%	小学校 100% 中学校 100%
12	赤ちゃんの駅設置施設数	19か所	増やす
13	育児休業取得率	乳幼児の 母親 37.9% 父親 2.0%	増やす
14	笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	39.2%	増やす
15	笠岡市子ども条例の認知度	14.6%	増やす

第7章 計画の推進

1 市民及び関係団体等との連携・協働及び国・県への働きかけ

(1) 市民や関係団体等との連携・協働

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、児童相談所、その他子育てに関わる関係団体や関係機関等を含め、社会全体が連携することが求められます。

本計画の推進に当たっては、幼稚園、保育所（園）等を始め、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を始め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校園等・事業所・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、そして協働して、子育て支援に関わる各種の施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 国・県への働きかけ

子ども・子育て支援新制度の大きな財源として、消費税増収分の一部が充てられることとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置付けられたことは非常に大きな意味を持つものですが、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。今後も国の動向を十分注視し、必要に応じて、国や県への要望も行っていく必要があります。

また、子ども・子育てや次世代育成支援の充実を図るためには、市の取組だけですべて実施することはできません。社会全体で働き方を見直し、男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現が何よりも重要です。

市としては、本計画の実現に向けて着実な取組を進めるとともに、社会全体として、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、さらに、事業所における従業員の働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援制度の導入・定着など、社会全体の取組の必要性を発信し、国や岡山県に対しても働きかけを行っていきます。

2 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容は、ホームページ等によって広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年公表することとします。

3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、笠岡市子ども・子育て推進会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況の管理・評価に当たっては、利用者の視点に立って点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成31年度）までとします



【資 料】

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 笠岡市子ども・子育て支援事業計画の策定経過・・・・・・・・65
- 笠岡市子ども・子育て推進会議条例・・・・・・・・・・66
- 笠岡市子ども・子育て推進会議委員名簿・・・・・・・・67

用 語 解 説

●児童・生徒

本計画書中，小学生を「児童」，中学生・高校生を「生徒」と表現。

●合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので，1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。

●コーホート変化率法

コーホートとは，同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し，コーホート変化率法とは，各コーホートについて，過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め，それに基づき将来人口を推計する方法。

●スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて，児童・生徒の社会環境である家族，友人，学校，地域に働きかけ，福祉的なアプローチによって 解決を支援する専門職のこと。

●PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の頭文字を取ったもので，行政政策や企業の事業活動にあたって，計画から見直しまでを一貫して行い，更にそれを次の計画や事業に生かそうという考え方。

●不育治療助成制度

不育症（妊娠はするけれども，流産，死産や早期新生児死亡などを繰り返し，結果的に子どもをもてない状態）により子どもをもつことが困難なご夫婦に対し，専門の医療機関で医療保険対象外の不育治療を受けた場合に，その治療費等の一部を助成することにより，経済的負担の軽減を図ることを目的とした制度。

●労働力率

生産年齢人口（15歳以上人口）に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人）の比率。

笠岡市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年 月 日	会 議 等 開 催 状 況
平成 25 年 12 月	第 1 回笠岡市子ども・子育て推進会議 委員委嘱，事業計画策定趣旨の説明，ニーズ調査実施について協議
平成 26 年 3 月	第 2 回笠岡市子ども・子育て推進会議 ニーズ調査結果の報告，事業計画の体系について協議
8 月	第 3 回笠岡市子ども・子育て推進会議 次世代育成支援後期行動計画の進捗状況， 子ども・子育て支援新制度に関する基準の説明， アンケート調査実施について協議
10 月	第 4 回笠岡市子ども・子育て推進会議 量の確保計画，新制度に関する基準について協議， アンケート調査結果の報告
11 月	第 5 回笠岡市子ども・子育て推進会議 事業計画素案，新年度入所にかかる各種方針について協議
12 月	第 6 回笠岡市子ども・子育て推進会議 事業計画素案について協議
平成 27 年 1 月 ～2 月	パブリックコメントの実施
3 月	第 7 回笠岡市子ども・子育て推進会議 事業計画(案)の最終調整
//	事業計画(案)を市長へ報告

笠岡市子ども・子育て推進会議条例

平成25年9月30日

条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び笠岡市子ども条例（平成24年笠岡市条例第28号。以下「子ども条例」という。）第16条の規定に基づき、笠岡市子ども・子育て推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 会議は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 子ども条例第15条第1項に規定する計画の策定及び同条第3項に規定する計画の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

笠岡市子ども・子育て推進会議委員名簿

50音順・敬称略

所 属 団 体 等	氏 名
笠岡市民生委員児童委員協議会	秋 田 悦 子
笠岡商工会議所	石 丸 央
笠岡市校園長会(幼稚園長会)	上 藺 泉
公募委員	畦 崎 ま り
認定特定非営利活動法人 子ども劇場笠岡センター	宇 野 均 恵
笠岡市校園長会(中学校長会)	岸 野 則 男
笠岡市保育協議会	高 橋 了 融
笠岡市校園長会(小学校長会)	田 中 由美子
公募委員	中 砂 かをり
岡山県立大学	中 嶋 和 夫
社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	中 野 年 朗
笠岡市手をつなぐ親の会	野 村 泉
母親クラブ	東 山 琴 子
笠岡市愛育委員協議会	平 井 敦 子
笠岡市学童保育連絡協議会	藤 井 八千代
特定非営利活動法人 エブリィハート	丸 山 和 子
笠岡医師会	宮 島 裕 子
笠岡市公立保育所長会	山 下 真理子
笠岡市民間保育所協議会	山 名 照 知
岡山県倉敷児童相談所	山 本 繁

笠岡市子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 平成 27 年 3 月
発 行 笠岡市健康福祉部子育て支援課
〒714-8601
笠岡市中央町 1 番地の 1
電話 0865 (69) 2132
FAX 0865 (69) 2561

